

確認※	確認	承認	審査	審査	審査
安全・品質 本部長	チェック 責任者	事業部長	副事業部長	工場長	副工場長

※:原子力防災訓練に関する内容のみ

運営管理部

審査 部長	審査 課長	審査 課課長	審査 副長	審査 主任	審査 担当

防災管理部

審査 部長	審査 課長	審査 課課長	審査 副長	審査 主任	作成 担当

再処理事業部 非常時等の措置に係る

中長期訓練計画

(改定9)

改 定 来 歴			
改定 番号	制定年月日また は改定年月日	改定箇所の 項番または 頁	改 定 内 容
-	2017年9月1日	-	新規制定 「非常時等の措置に係る教育・訓練計画の策定について」（文書管理番号：61-AA00-17Z00-001）に基づき、再処理事業部において実施する訓練（重大事故対応訓練、防災訓練（消防訓練を含む）、異常・非常時訓練）の目的、計画、管理の基本方針を作成する。
1	2017年9月29日	本文7頁 添付資料-4 2~7頁 別紙	JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開に伴う訓練の強化 ・ 訓練項目の追加 ・ 別紙の追加 ・ 記載の適正化
2	2017年10月13日	本文3~5頁 添付資料-2 添付資料-4 改定来歴	「再処理事業所 再処理事業部 原子力防災業務計画」との整合のため、訓練項目の再整理。 ・ 「総合訓練（事業部）」を防災業務計画の社内訓練の項目（総合訓練と個別訓練）と合わせ、「個別訓練（事業部訓練）」として整理。 ・ 「総合訓練（原子力防災訓練）」は防災業務計画の総合訓練として、「個別訓練（事業部訓練）」は防災業務計画の個別訓練（その他必要と認める訓練）として実施することを注記。 ・ 上記訓練項目の整理を受け、添付資料-2、添付資料-4の記載を適正化。 記載の適正化

改 定 来 歴

改定 番号	制定年月日また は改定年月日	改定箇所の 項番または 頁	改 定 内 容
3	2017年10月31日	別紙（参考資料）	<ul style="list-style-type: none"> ・「追加訓練（JAEA 大洗内部被ばく事故水平展開）」の個別訓練に、「追加訓練 2（2） ①-5 MOX 粉末や放射性物質による全身汚染を想定した訓練（合同訓練）」を追加。 ・記載の適正化。
4	2017年11月14日	<p>本文 6 頁</p> <p>別紙</p> <p>本文 7 頁 別紙（参考資料） 添付資料 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故（個別訓練）進め方として、安全審査、対応設備の配備、設計、工事の進捗と並行して段階的に訓練を実施し、詳細を「別冊 重大事故訓練（個別訓練）実施計画（～2018年上期）」で示す旨を追記。 ・JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開に伴う訓練の強化について、追加する想定事象の選定理由、事業者対応方針に定める訓練の目的について明確化。 ・記載の適正化

改 定 来 歴

改定番号	制定年月日または改定年月日	改定箇所 の項番または頁	改 定 内 容
5	2017年12月20日	別紙および参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「追加訓練（JAEA 大洗内部被ばく事故水平展開）」の個別訓練のうち、「追加訓練1 ①-4 MOX 粉末や放射性物質による大規模な飛散を想定した訓練」について、夜間帯の事象発生を想定し、対応者となる放射線管理部の当直員およびこれを助勢する運転部員等を対象にした個別訓練について、2月までに実施する予定として訓練計画を追加。
6	2018年1月31日	別紙および参考資料 添付資料 4	<ul style="list-style-type: none"> ・JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開として、今後実施する訓練について、漏えいした物質の性状に応じた作業員の被災（目に入った場合、皮膚に付着した場合、飲み込んだ場合、吸引した場合等）を考慮する旨追加。 ・非放射性液体の漏えい対応訓練に人材活性G（救護班）を追加。 ・記載の適正化。 ・2017年11月21日に実施した訓練にて反省次項が多く挙げられた保健管理建屋における現場対応に係る内容および実働訓練に参加できなかった者を対象とした訓練を2018年2月～3月に実施する予定を追加。

改 定 来 歴			
改定番号	制定年月日または改定年月日	改定箇所 の項番または頁	改 定 内 容
7	2018年5月10日	本文および添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・「再処理事業部 非常時等の措置に係る中長期訓練計画」に基づく2017年度実施報告書」に基づき、2021年度までの訓練項目毎の訓練計画を追加。 ・「6.2達成目標の設定」について、事業部対策組織（非常時対策組織）として段階的に目指すべき姿の概念図および達成レベルの設定を再整理。また訓練種類毎の到達レベル設定詳細として添付資料-2を追加。 ・「6.2達成目標の設定」について、「(2)2018年度3月末における到達状況」、「(3)再処理工場のしゅん工までのロードマップに基づく対応」、「(4)JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開に対する対応」および「(5)達成目標と中長期訓練計画の要点」を追加。 ・訓練計画の見直しに伴い、別紙「JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開に伴う訓練の強化」を削除。 ・記載の適正化

改 定 来 歴

改定番号	制定年月日または改定年月日	改定箇所 の項番 または頁	改 定 内 容
8	2018年7月20日	<p>本文および添付資料</p> <p>本文および添付資料3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・しゅん工時期見直しに伴い、「別冊重大事故訓練（個別計画）実施計画（～2020年12月）」の表題を変更の反映。 ・放射性物質の漏えい、危険物の流出の想定事象について、施設設備の破損によって漏えいした際の人への影響が大きい物質を対象として、考慮すること、また、運転、保守等における作業時の被災を考慮することを訓練の条件として追加。
9	2018年9月19日	表紙、本文および添付資料3、4、5、6	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針」の制定に伴う反映及び添付資料3の追加 ・記載の適正化

1. はじめに

本計画は、「再処理事業部 非常時等の措置に係る中長期訓練計画管理細則」(文書管理番号：A4-61-99-008)に基づき、再処理事業部における異常・非常時における対応、重大事故対応等の各種訓練について、訓練の管理体系、管理方法、力量管理等の方針と、訓練項目、力量項目、実施時期を定めるものである。

2. 適用範囲

再処理事業部において実施する訓練のうち、原子力防災訓練、重大事故訓練、非常時訓練、トラブル等対処訓練および消防訓練における総合訓練、個別訓練(以下、「非常時等の措置に係る訓練」という)において適用する。

3. 用語の定義

- (1) 原子力防災訓練 : 「再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画」に定める、事業部対策本部の組織が原子力災害の発生および拡大防止に有効に機能することを確認するために実施する訓練。
- (2) 重大事故訓練 : 重大事故および大規模損壊の発生または発生の恐れに対し、一般公衆および放射線業務従事者等を放射線被ばくのリスクから守るための対策(発生防止対策、拡大防止対策、異常な水準の放出防止対策)を実施するための訓練および大規模損壊に対応する訓練。
- (3) 非常時訓練 : 「再処理事業部 異常・非常時対策要領」に定める非常事態に対応する訓練。
- (4) 異常時訓練 : 「再処理事業部 異常・非常時対策要領」に定める異常事象に対応する総合訓練。
- (5) トラブル等対処訓練 : 「再処理事業部 異常・非常時対策要領」に定める異常事象に対応する個別訓練。
- (6) 消防訓練 : 「消防計画(再処理施設および関連施設ならびに原野)」に定める総合消防訓練および部分訓練。

4. 計画策定の目的

再処理事業部において実施する非常時等の措置に係る訓練について、中長期的なビジョンで対応要員の対応能力の向上を図り、実行性のある訓練を実施するため中長期的な計画を策定し、防災体制の改善を図ることで、再処理施設の安全・安心な操業活動を達成することを目的とする。

また、2017年度再処理施設第1回保安検査における気付き事項と当社の対応方針（添付資料1参照）を踏まえ、再処理事業部の訓練の管理体系、管理方法、力量管理等の基本方針と、異常・非常時、重大事故対応等の訓練項目、力量項目、実施時期を本計画で明確化する。

再処理事業部において実施する非常時等の措置に係る訓練のうち、原子力防災訓練については、「日本原燃原子力防災訓練に係る中期対応方針」（以下、「中期対応方針」という。）に基づき計画を策定する。当該中期対応方針の目的は、原子力災害発生時に事業部対策本部および全社対策本部の組織・要員が機能・職務を有効に発揮させるため、原子力防災訓練を通じて、緊急時対応能力を計画的に向上させることとしている。

5. 基本方針

本計画を策定するうえで、以下を基本方針とする。

- (1) 再処理施設で仮に重大事故および大規模損壊が発生したとしても、一般公衆および放射線業務従事者等を放射線被ばくのリスクから守るため、実施組織、支援組織を含む事業部対策組織および要員が確実に対応できる組織の能力、要員の力量の習得を図る。^{※1}
- (2) 重大事故訓練については、最新の審査結果から、重大事故対応として実施すべき手順と力量項目等の再整理を行った上で、総合訓練と個別訓練において、事象判断、指揮命令、対策活動等の関係性を明確にし、相互の訓練を連携させて実施する。^{※2※3}
- (3) 再処理事業部内の非常時等の措置に係る訓練の管理部門を明確化して管理を徹底する。また今後、重大事故対応設備の配備状況に応じて、訓練計画を適宜見直し訓練を実施する。^{※1※3}
- (4) 重大事故以外の非常時等の措置に係る訓練については、非常時対策組織の要員個人の力量は事業部対策組織各班の力量表で管理されていることから、組織での対応能力の維持・向上を主眼に実施する。
- (5) 異常事象および非常事態に対して、非常時対策組織および要員が容易に対応できる組織の能力、要員の力量の維持・向上を図る。

※1：添付資料1 保安検査回答抜粋 2. (3) ①に関連。

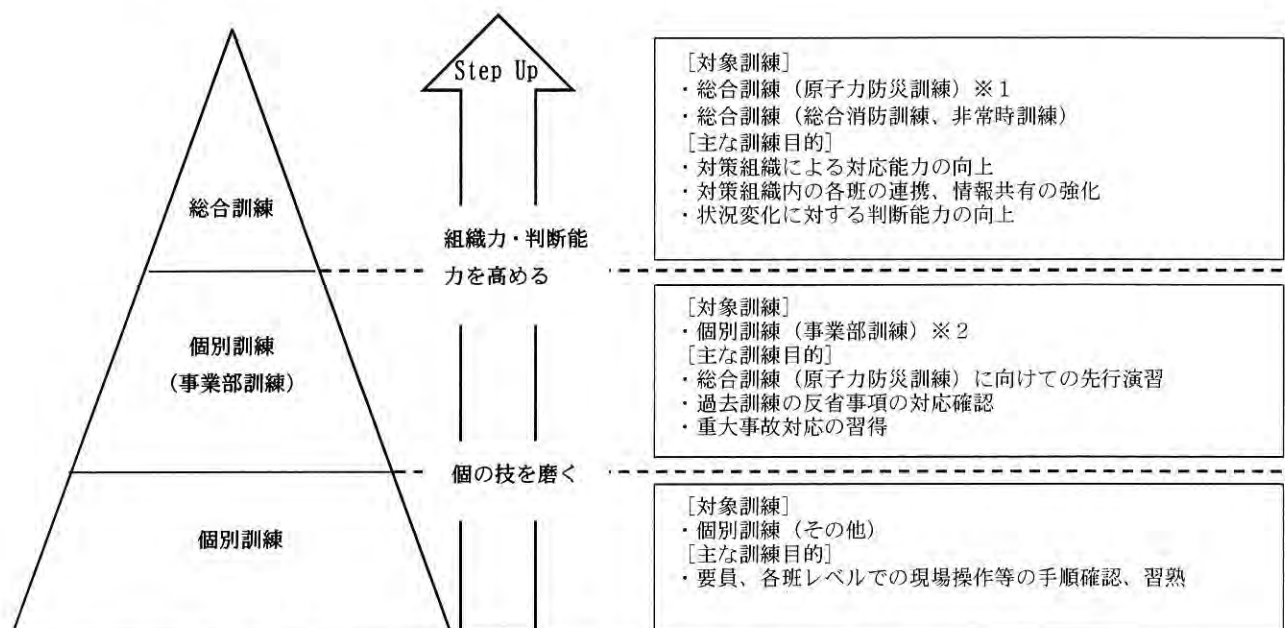
※2：添付資料1 保安検査回答抜粋 2. (3) ②に関連。

※3：添付資料1 保安検査回答抜粋 2. (3) ③に関連。

6. 訓練目的と目指すべき姿 (5. 基本方針 (1) (2) (4) (5) 関連)

6. 1 訓練目的の整理

訓練は、事業部対策組織（非常時対策組織）の能力を総合的に向上するために、多様な事象への対応、対策組織の機能について確認・強化することを目的とし、以下のとおり整理する。



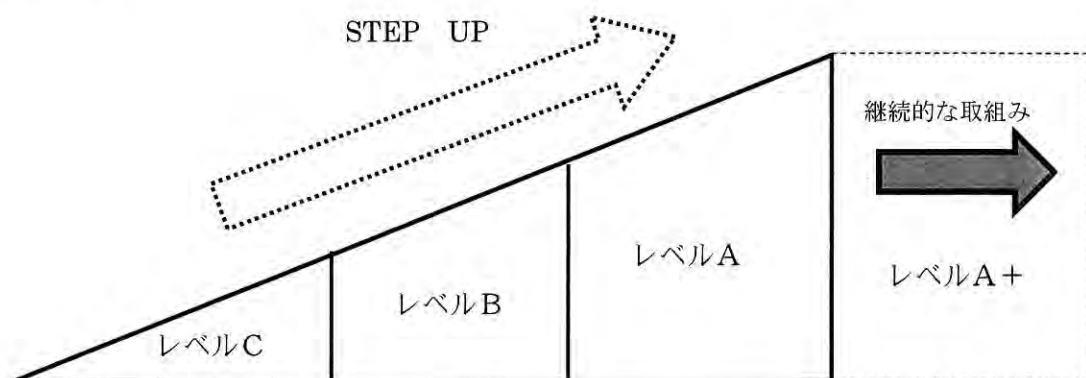
※1：防災業務計画に基づく総合訓練として、必要に応じて全社対策組織と合同で訓練を実施する。

※2：防災業務計画に基づく個別訓練（その他必要と認める訓練）として実施する。

6. 2 達成目標の設定

(1) ステップアップの概念と到達レベル設定

事業部対策組織（非常時対策組織）として段階的に目指すべき姿の概念図を以下に示す。



図－1 事業部対策組織（非常時対策組織）のステップアップの概念

各レベルの内容	レベルC	レベルB	レベルA	レベルA+
	<p>事業部対策組織（非常時対策組織）の要員の編成時レベル。</p> <p>緊急安全対策（保安規定第29条の2）を含めた、最低限度の非常時対応ができること。</p>	<p>操業運転レベル。</p> <p>レベルCの対応能力に加え、重大事故対応を手順どおり、かつ制限時間内に実行できること。</p> <p>また、事象の進展、状況変化に応じた適切な判断により活動できること。</p>	<p>習熟レベル。</p> <p>レベルBの対応能力に加え、状況変化を受けて予め想定されている代替方法を駆使して対応可能であること。</p>	<p>精鋭レベル。</p> <p>想定外の突発的な状況変化等に対し、既存手順、設計を応用して新たな手順、対策を検討立案して臨機応変に対応できること。</p> <p>（非常時対応の組織の理想形で、継続的に取り組むもの。）</p>
各レベルの到達判定の基本的な考え方	<p>①マニュアルに基づいた要員の編成（力量管理）がされていること。</p> <p>②重大事故を想定した原子力防災訓練、異常・非常時訓練および緊急安全対策（保安規定第29条の2）等の総合訓練を実施できること。^{注1}</p> <p>③個別訓練で重大事故対応の手順に従った作業を実行できること。</p>	<p>①重大事故を想定した総合訓練を制限時間内の作業を含め問題なく実施できること。^{注1}</p> <p>②人の被災、注水対応等の過酷条件を想定した異常・非常時訓練、緊急安全対策（保安規定第29条の2）の総合訓練を問題なく実施できること。^{注1}</p> <p>③個別訓練で重大事故対応の手順に従った作業が、定められた制限時間内に実施できること。</p>	<p>①状況変化による代替方法の使用を前提とした総合訓練を問題なく実施できること。^{注1、注2}</p>	<p>①想定外の突発的な状況変化等を前提とした総合訓練を問題なく実施できること。^{注1、注2}</p>

注1：総合訓練において発生する改善事項と、レベルの到達判定は直接関係しない。

注2：レベルA以上は組織の応用対応能力のため、個別訓練では判断しない。

上記に基づいた、非常時等の措置に係る訓練の種類毎の各レベル到達設定を添付資料2に示す。

(2) 2018年3月末における到達状況

上記(1)に基づいた2018年3月末時点における非常時等の措置に係る訓練の種類毎の各レベルの到達状況は以下のとおり。

訓練項目	達成状況 ^{注1}	説明
①原子力防災訓練 (総合訓練(事業者訓練を含む)) ・重大事故を想定した訓練、原子力災害を想定した訓練(個別訓練) ・通報訓練、救護訓練、モニタリング訓練、避難誘導訓練、その他必要と認める訓練(緊急作業訓練、重大事故対応訓練)	レベルB (途上)	重大事故を想定した訓練は、手順書案の作成次第、順次個別訓練、総合訓練を実施している。 しかしながら、全ての手順案の作成、訓練を実施していないため達成状況は「レベルB」の途上となる。
②異常・非常時訓練 (総合訓練、個別訓練) ・放射性物質の漏えい対応訓練、非放射性液体の漏えい対応訓練、放射性物質の異常な放出対応訓練、再処理工場内における火災対応訓練、構内運搬時の輸送中事故訓練、危険物流出対応訓練	レベルB (途上)	非常事態や異常事態に対する要員の力量は、対策組織内の各班の活動マニュアルに基づく管理が行われており、総合訓練で組織としての対応能力は一定水準確保されているためレベルCは到達済み。また総合訓練において、想定条件での対応は概ね問題なく実施しているが、2017年に発生したJAEA大洗内部被ばく事故の水平展開を受け、今後、人への影響が大きい化学薬品、放射性物質による人的被災を想定した訓練を実施する必要があるため、「レベルB」の途上となる。
③その他訓練 (総合訓練、個別訓練) ・消防訓練	レベルB (達成)	消防訓練については、総合訓練の計画において設定した想定条件での訓練を概ね問題なく実施できていることから、「レベルB」には到達していると判断する。 ただし、突発的な状況変化を伴う訓練は実施されておらず、レベルAには達していない。
④その他訓練 (総合訓練、個別訓練) ・再処理施設保安規定第29条の2に基づく訓練	レベルB (途上)	交流電源喪失時の対応訓練については、総合訓練の計画において設定した目標時間、想定条件での訓練を概ね問題なく実施できていることから、一部は「レベルB」には到達していると判断する。 ただし電源車対応以外が構内の屋外ホース作業等、訓練規模が限定的であるため全体訓練が必要であるため「レベルB」の途上とする。
⑤その他訓練 (個別訓練) ・放射線管理部で定める対応手順習熟訓練、放射性物質等による大規模飛散を想定した訓練、放射性物質等による全身汚染を想定した訓練、化学物質安全管理細則に基づく訓練	レベルB (途上)	その他の個別訓練(放管訓練、化学物質訓練)については、訓練計画に対し適切に実施されていると判断するが、2017年に発生したJAEA大洗内部被ばく事故の水平展開を受け、今後、人への影響が大きい化学薬品、放射性物質による人的被災を想定した訓練を実施する必要があるため、「レベルB」の途上とする。

注1:「再処理事業部 非常時等の措置に係る中長期訓練計画」に基づく2017年度実施報告書に記載された「5. 中長期訓練計画における目指すべき姿に対する状況の確認」では、改訂前の中長期訓練計画(改定6)のレベル設定に基づき評価されており、訓練全体として初級レベルは「達成」、中、上級レベルは「途上」としている。

(3) 中期対応方針に対する対応

再処理事業に対する原子力災害発生時への対応については、原子力防災訓練に対する国の評価指標の本格運用など原子力防災体制の一層の強化が必要となっていること、当社の特徴として再処理施設、濃縮・埋設施設等の特徴の異なる施設ならびに事務本館が設置され、各施設間の影響を考慮した連携、事故が輻輳した場合の対応などを踏まえた当社（全社大）としての対応が必要であることなどを受け、事業部対策本部および全社対策本部の緊急時対応能力を計画的に向上させる観点から、2018年度から2020年度の3年間で当社として取り組む重要課題とその対応方針を定めた中期対応方針が2018年7月に制定された。

中期対応方針では、緊急時対応能力の向上と2017年度の原子力防災訓練において抽出した課題を踏まえ、重要課題等を設定し取り組むこととしている。重要課題等の再処理事業部における訓練計画への反映事項を添付資料3に示す。

(4) 再処理工場のしゅん工までのロードマップに基づく対応

2018年1月30日に承認された「再処理工場のしゅん工までのロードマップについて（非常時等の措置対応）」で、重大事故対応については、個別訓練において対応要員が手順に基づき制限時間内に対策活動を確実に終えるよう習熟を図ること、原子力防災訓練においては重大事故対応の一部を取り込んで組織対応能力を確認し向上を図ることとし、2019年9月までに、整備された手順書案に重大事故対応の個別訓練の全項目を実施し（STEP1）、2020年12月の保安規定認可前までに重大事故対応の実設備等を使用した訓練を実施し、対応要員の能力を確保することとしている。

(5) JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開に対する対応

2017年度に発生したJAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の一環として、人への影響が大きい化学薬品、放射性物質による人的被曝を想定した訓練について今後継続的に実施する必要がある。2017年度に実施した追加訓練では、再処理施設で取り扱う放射性物質および化学物質の特徴を踏まえ、MOX粉末等による4種類の想定事象に基づいた訓練を実施したが、今後は、MOX粉末に限らず、各建屋の代表的な放射性物質、危険物が漏えい、流出したことを想定すること、漏えいした物質の性状に応じた作業員の被曝（目に入った場合、皮膚に付着した場合、飲み込んだ場合、吸引した場合等）を考慮すること、発災規模については、小規模漏えい、大規模漏えいの双方を考慮する。

(6) 達成目標と中長期訓練計画の要点

訓練項目毎の達成目標および中長期訓練計画のポイントを以下に示す。

①原子力防災訓練

2020年12月までにレベルB以上に到達することを達成目標とする。

- ・中期対応方針に基づく2018年度～2020年度までの重要課題を踏まえ、再処理事業部においては、以下に示すことを目的として訓練を行う。(詳細は添付資料3参照。)

年度	重要課題に対する訓練目的
2018年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業部対策本部から即応センターに対して適切に状況報告が行なわれることの確認。※1 ・事業部対策本部内、即応センター間で適切に情報共有されていることの確認。※1 ・適切な通報(時間、内容確認)、通報内容に対する適切な説明ができることの確認。※1 ・全社および他事業部への協力要請、応援対応の情報共有、体制、手順等の有効性の確認。(単独施設発災想定)※2 ・厳冬期等の過酷環境下での作業における体制、手順等の有効性の確認。※1
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ・休日、夜間の発災における事業部対策本部の初動対応の体制、手順(要員交代を含む)の有効性確認。※3 (※1、※2 継続)
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・全社および他事業部への協力要請、応援対応の情報共有、体制、手順等の有効性の確認。(複数施設発災想定) (※1、※3 継続)

- ・中期対応方針における重要課題以外の考慮事項である、a. 想定シナリオの高度化、b. 訓練視察に対し、再処理事業部での取り組みは以下の通りとする。(詳細は添付資料3参照。)

a. 想定シナリオの高度化

- (a) 原則として想定シナリオは訓練参加者に対し提示せずに計画する。
- (b) 至近訓練と原因事象、シナリオ展開、EALの種類が重複しないこと、参加者の状況判断による対応の分岐(シナリオの分岐判断)を意識したマルファンクション(訓練において設定する、機能不全、故障等)の設定を行う。
- (c) 他施設が近傍に立地していることを踏まえ、複数施設で同時発災した場合の相互影響や支援・協力が発生するシナリオ検討する。なお、総合訓練時の発災は各年度において以下の想定事象とすることとし、想定シナリオの詳細については、他事業部等と連携して作成する。

年度	想定事象*	ねらい
2018年度	各施設単独発災 (単独施設の発災に対して、他事業部・全社が支援・協力を実施)	基本的な対応能力の習得、課題の抽出
2019年度	同上	前年度訓練の課題の改善、検証
2020年度	各施設同時発災 (施設間の相互影響が発生する場合を想定)	単独施設発災の訓練を踏まえた応用力の習得、課題の抽出

※：各年度において、シナリオ非提示、至近訓練の重複回避、マルファンクションの設定等の想定シナリオの高度化を行う。

b. 訓練の視察

(a) 訓練の改善のため、事業部対策本部の要員等による他事業者の訓練視察を行い、当社他施設、他事業者の取り組み状況を確認し、事業部対策本部の活動に反映する。

- ・ 2019年9月までに手順書案に基づく重大事故対応（大規模損壊含む）の個別訓練を一巡実施^{※1}（1ローテーション目）する。
- ・ 2020年12月までに配備した重大事故対応の実設備を使用した重大事故対応の個別訓練を一巡実施^{※1}（2ローテーション目）することで、重大事故対応要員が手順に基づき制限時間内に対策活動を確実に終えるよう習熟を図る。
- ・ 2020年12月までに実施する原子力防災訓練（総合訓練、事業者訓練）において、全ての重大事故項目について、対応の一部を取り込んだシナリオで1回以上実施し、組織対応能力を確認する。
- ・ 大規模損壊を想定した訓練においては、セル等から漏えいした際、人への影響が大きい以下の放射性物質の漏えいによる人の被災に着目した訓練の実施を検討する。^{※2}

【対象物質】

溶解液（硝酸）、ヨウ素、プルトニウム溶液（硝酸・30％TBP）、ウラン溶液（硝酸・30％TBP）、プルトニウム溶液（硝酸）、高レベル廃液

※1：重大事故対象機器で重要度が高いものから、現場実例訓練の対象を選定し、それ以外は図上訓練を実施する。

※2：「JAEA 大洗内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書に基づく改善計画書（改正1）の対応事項。

②異常・非常時訓練

2021年8月（しゅん工前）までにレベルB以上に到達することを達成目標とする。

- ・ 異常・非常時訓練については、代表的な6種類の想定（a. 放射性物質の漏えい、b. 非放射性物質の漏えい、c. 放射性物質の異常な放出、d. 工場

内の火災、e. 危険物の流出、f. 構内輸送事故)において、設備故障に着目した訓練と、人の被災に着目した訓練を実施する。

- ・放射性物質の漏えい、危険物の流出の想定については、MOX粉末等、特定の物質に限定せず、眼、皮膚、吸引等の漏えい物質の性状に応じた作業者の被災、発災規模（小規模、大規模）を考慮するとともに、段階的に条件の難易度を上げていく。
- ・放射性物質の漏えい、非放射性液体の漏えい、危険物の流出の想定事象については、設備の破損によって漏えいした際の人への影響が大きい以下の物質を対象とする。また、運転、保守等の作業時における化学薬品による被災を考慮する。^{※1}

【対象物質】

蒸気、低レベル廃液、硝酸、溶媒（TBP・n-ドデカン）、アルカリ（水酸化ナトリウム・炭酸ソーダ）、硝酸ガドリニウム、硝酸ヒドラジン、硝酸ヒドロキシルアミン、化学薬品（運転、保守等の作業時における化学薬品）、ウラン溶液（硝酸）、NO_x、MOX粉末、ウラン粉末、放射性物質（運転、保守等における作業時の放射性物質）

※1：「JAEA 大洗内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書に基づく改善計画書（改正1）の対応事項。

③その他訓練（消防訓練）

レベルBの維持およびレベルAを考慮した訓練実施を達成目標とする。

- ・本年度実施する消防訓練（総合訓練）の計画にあたり突発的な状況変化による応急対応、臨機応変な判断の確認を実施することを考慮する。

④その他訓練（再処理施設保安規定第29条の2に基づく訓練）

2018年度までにレベルB以上に到達することを達成目標とする。

- ・本年度実施する当該訓練については、これまでの総合訓練において限定的な実施範囲にとどまっていた屋外注水訓練の範囲について、構内全域での出張訓練を計画する。
- ・2019年度以降は、レベルBの維持およびレベルAを考慮した訓練実施のため、突発的な状況変化による応急対応、臨機応変な判断の確認を実施することを考慮する。

⑤その他訓練（放射線管理部で定める対応手順習熟訓練、放射性物質等による大規模飛散を想定した訓練、放射性物質等による全身汚染を想定した訓練、化学物質安全管理細則に基づく訓練）

2021年8月（しゅん工前）までにレベルB以上に到達することを達成目標とする。

- ・当該訓練については、上記「②」と同様。

7. 非常時等の措置に係る訓練の内容（5. 基本方針（2）（4）関連）

非常時等の措置に係る訓練の項目と主な実施内容を下表に示す。

訓練項目	種別	訓練名称（主な訓練内容）	備考
1. 原子力 防災訓練 （重大事故 訓練を含む）	・総合訓練 ・個別訓練 （事業部訓練）	【原子力防災訓練】 ・重大事故を想定した訓練 臨界を想定した訓練、全動力電源喪失を想定した訓練（初動編）、全動力電源喪失を想定した訓練（対策編）、有機溶媒火災を想定した訓練（対策編）、放射性物質の漏えいを想定した訓練、大規模損壊を想定した訓練（放出抑制編）、大規模損壊を想定した訓練（航空機衝突編） ・原子力災害を想定した訓練 敷地境界放射線量上昇、放射性物質通常経路放出、火災爆発等による放射性物質放出（管理区域外）、事業所外運搬放射線量異常、全動力電源喪失、燃料プール水位異常低下、制御室使用不能、臨界事故、事業所外運搬事故を想定した訓練	2020年12月（保安規定認可）までに重大事故（第34条～第40条および大規模損壊）を想定した訓練を、総合訓練と個別訓練（事業部訓練）を組み合わせ、1回以上実施する。 中期対応方針に基づく重要課題等に対する取り組みは添付資料3に示す。
	個別訓練	【原子力防災訓練】 ・防災業務計画に定める個別訓練 通報訓練、救護訓練、モニタリング訓練、避難誘導訓練、その他必要と認める訓練（緊急作業訓練、重大事故訓練（個別訓練）） ○重大事故訓練（個別訓練） 臨界（第34条）、蒸発乾固（第35条）、水素爆発（第36条）、有機溶媒火災およびTBP等の錯体の急激な分解反応（第37条）、使用済燃料冷却（第38条）、放射性物質漏えい（第39条）、工場外への放出抑制（第40条）および大規模損壊の対象機器等毎に実施する発生防止、拡大防止、異常な水準の放出防止対策の訓練	2019年9月までに重大事故対応（第34条～第40条および大規模損壊）の個別訓練を一巡実施する。 2020年12月までに実設備を使用した重大事故対応（第34条～第40条および大規模損壊）の個別訓練を一巡実施する。 ※：重大事故対象機器で重要度が高いものから、現場実働訓練の対象を選定し、それ以外は図上訓練を実施。 中期対応方針に基づく重要課題等に対する取り組みは添付資料3に示す。
2. 異常・ 非常時訓練	総合訓練	【非常時訓練】 ・原子力防災訓練と兼ねて実施する。	
	総合訓練	【異常時訓練】 ・放射性物質の漏えい対応訓練、非放射性液体の漏えい対応訓練、放射性物質の異常な放出対応訓練、再処理工場内における火災対応訓練、危険物流出対応訓練、構内運搬時の輸送中事故訓練	設備故障に着目した訓練と、人の被災に着目した訓練を実施。
	個別訓練	【トラブル等対処訓練】 ・上記の関係部署単位での机上訓練および資機材の取り扱い訓練	

3. その他 訓練	総合訓練	【消防訓練】 ・ 消防計画に基づく総合消防訓練 【再処理施設保安規定第 29 条の 2 に基づく訓練】 ・ 再処理事業所交流電源喪失時における計画等に基づく 対応訓練（総合訓練）	
	個別訓練	【消防訓練】 ・ 消防計画に基づく部分訓練 【再処理施設保安規定第 29 条の 2 に基づく訓練】 ・ 再処理事業所交流電源喪失時における計画等に基づく 対応訓練（個別訓練） 【放射線影響範囲推定・評価訓練】 【放射線防護服着脱および汚染サーベイ訓練】 【再処理事業部 化学物質安全管理細則に基づく訓練】	

各訓練の詳細（訓練名称、対象建屋、必要とする組織の能力または要員の力量、訓練対象部署、訓練内容、実施方法および訓練の実施時期）は、添付資料 4 に示す。なお、重大事故訓練（個別訓練）の詳細計画については、「別冊 重大事故訓練（個別訓練）実施計画（～2020年12月）」に定める。

8. 非常時等の措置に係る訓練の管理体系、管理方法（5. 基本方針（3）関連）

本計画に基づく管理体系を添付資料 5 に示す。また、訓練の管理フローを添付資料 6 に示す。

- (1) 防災管理課長は、本計画に基づく非常時等の措置に係る訓練の全体を総括する。
- (2) 本計画および「別冊 重大事故訓練（個別訓練）実施計画（～2020年12月）」に基づく訓練対象部署は、原則として訓練の実施前に実施計画を作成し訓練を実施する。（本計画作成前に訓練対象部署で独自に作成された計画がある場合は、別途協議とする。）
また、訓練実施後、訓練対象部署にて、実施報告を作成し、防災管理課長へ提出する。
- (3) 防災管理課長は、年度毎に訓練報告を取り纏め、事業部に報告するとともに、必要に応じて本計画および「別冊 重大事故訓練（個別訓練）実施計画（～2020年12月）」を見直し、PDCAサイクルを回す。
- (4) 重大事故（個別訓練）については、安全審査、対応設備の配備、設計、工事の進捗と並行して段階的に訓練を実施する。詳細は、「別冊 重大事故訓練（個別訓練）実施計画（～2020年12月）」に示す。

9. 非常時対策組織の要員の力量管理（5. 基本方針（2）（4）関連）

事業部対策組織（非常時対策組織）の要員の力量管理については、「再処理事業部 力量管理実施細則」に基づき行う。

本計画では、非常時等の措置に係る訓練の種類毎に「組織能力、力量項目に対する評価項目」を設定し、総合訓練、個別訓練において、これらの「組織能

力、力量項目に対する評価項目」に基づいた訓練評価を行うことで、非常時対策組織の組織能力、要員の力量の有無を確認する。(重大事故対応に関する組織能力、要員の力量の有無の確認も同様。)

個別訓練と総合訓練における確認の考え方は以下のとおり。

- (1) 個別訓練は、訓練の評価結果から訓練参加者の力量の有無を確認する。
- (2) 総合訓練は、訓練の評価結果から訓練に参加した各機能班または対策組織全体の能力の有無を確認する。

1 0. 非常時等の措置に係る訓練の評価 (5. 基本方針 (1) (5) 関連)

- ・原子力防災訓練に関する訓練の評価は、中期対応方針に基づき、体制、計画、設備の3点で評価を行う。(詳細は添付資料3参照。)また、訓練目的に応じたチェックシートを作成するとともに、訓練場所に評価者を配置し、チェックシートに基づき対応状況を確認する。
- ・原子力防災訓練以外の訓練の評価は、添付資料4に示す「組織能力、力量項目に対する評価項目」および「別冊 重大事故訓練(個別訓練)実施計画(～2020年12月)」に定める「重大事故対応に必要な力量項目」に基づき、各訓練対象部署で定める個別計画に具体的な評価項目を設定し、評価を行う。

1 1. 非常時等の措置に係る訓練の反省事項の管理 (5. 基本方針 (3) 関連)

各訓練で確認された反省事項(要改善事項)については、訓練後に訓練対象部署で作成する個別訓練報告に「反省事項(要改善事項)」、「処置方針」、「期限」を記載し、防災管理課へ提出する。

防災管理課は、「8.」に示す年度毎の訓練報告の取り纏めに合わせ、個別報告に記載された反省事項(要改善事項)と処置状況を確認し、期限内に処置完了できないものについて抽出し、「防災管理課 再処理事業部原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練手続きマニュアル」に基づく反省事項管理表に追加して管理を行う。

なお、原子力防災訓練(総合訓練、個別訓練(事業者訓練))の報告書作成、反省事項の管理については、「防災管理課 再処理事業部原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練手続きマニュアル」に基づき行い、訓練によって確認された要改善事項について計画的に改善する。

1 2. 本計画の改定

本計画は、防災管理部 防災管理課で作成し、事業部で承認する。

なお、「別冊 重大事故訓練(個別訓練)実施計画(～2020年12月)」については、防災管理部 防災管理課で作成し、防災管理部が承認する。

・添付資料

- 添付資料 1 2017年度第1回保安検査の気付き事項等
- 添付資料 2 訓練種類毎のレベルC～A+までの各到達レベルの設定
- 添付資料 3 中期対応方針における重要課題等に対する事業部訓練計画への反映
- 添付資料 4 再処理事業部 中長期訓練計画（2018年度～2021年度）
- 添付資料 5 「再処理事業部 非常時等の措置に係る中長期訓練計画」に基づく非常時等の措置に係る訓練の管理体系
- 添付資料 6 訓練管理フロー図（計画、実施、報告）

2017年度第1回保安検査 気付き事項等

1. 「日本原燃(株)再処理施設 平成29年度第1回保安検査の所見(最終会議資料)」抜粋

(1) 気付き事項等

○非常時等の措置に係る検査

- ・非常時等の措置に係る教育・訓練について、実施すべき事項の抽出や力量項目の明確化、実施組織を網羅した訓練計画ができていない等の不十分な点について改善を図った上で、事業部として体制を整え、しっかりと管理しながら品質保証の枠組みの中で実施すること。

2. 平成29年6月9日 再処理事業部 保安検査回答 抜粋

2. 重大事故対応の訓練計画の今後の対応について

(1) 現状の訓練計画について

- ・新規制基準に伴う重大事故対応を含めた異常・非常時要員の訓練については、「再処理事業部における中長期的な訓練計画の策定」(以下、「中長期訓練計画」という。)に基づいて総合訓練を、「新規制基準に係る手順書の実証確認訓練計画書及び事故時対応訓練計画書」(以下、「実証訓練計画書」という。)に基づいて要素訓練を計画している。
- ・要素訓練は実施可能となったものから順次実施している。また、総合訓練は防災業務計画に基づく防災訓練において、重大事故時の初動対応を取り込んで実施している。

(2) 現状計画の問題点

(1) で示した計画の策定等は実施しているが、これらの訓練については以下の点がまだ十分ではないと考えている。

- ① 重大事故対応の要素訓練は、現場活動の主体となる当直員(実施組織)の対応を先行して進めているが、屋外対応班や緊急時対策所で活動する支援組織等についても要素訓練を計画し実施する。
- ② 総合訓練と要素訓練で個別に実施計画を作成、実施しているため、訓練全体での要員の力量項目設定、計画、実績管理を行う。
- ③ 最新の審査結果を反映した手順書案、必要な訓練の管理も含め、これらの活動を事業部全体として統括管理する部署を明確化する。

(3) 現状計画の問題点を踏まえた今後の対応

再処理施設の操業開始に向け、以下の対応を行う。

- ① 支援組織も含めた重大事故対応各機能班の要素訓練および総合訓練の計画を策定し、現行の中長期訓練計画に実証訓練計画書の内容も取り込んで反映する。今後、重大事故対応設備の配備状況に応じて、中長期訓練計画を適宜見直し、訓練をしていく。
- ② 中長期訓練計画の反映内容については、最新の審査結果から重大事故対応として実施すべき手順と力量項目等の再整理を行った上で、総合訓練、要素訓練における事象判断、指揮命令、対策活動等の関係性をより明確にし、相互の訓練を連携させて力量を確保する内容とする。
- ③ 再処理事業部長は、訓練計画の策定、実績の管理における事業部における管理部門(防災管理部)を明確するとともに、審査結果を反映した計画管理を実施する。

上記の内容を反映した中長期訓練計画をできる限り早く改訂し、順次訓練を実施していく。

訓練項目	訓練の種類	種別	各レベルにおける訓練種類毎の達成目標			
			レベルC 緊急安全対策（保安規定第29条の2）を含めた、最低限度の非常時対応ができること。	レベルB レベルCの対応能力に加え、重大事故対応を手順どおり、かつ制限時間内に実行できること。	レベルA レベルBの対応能力に加え、状況変化を受けて予め想定されている代替方法を駆使して対応可能であること。	レベルA+ 想定外の突発的な状況変化等に対し、既存手順、設計を応用して新たな手順、対策を検討立案して臨機応変に対応できること。
原子力防災訓練	・重大事故を想定した訓練 ・原子力災害（EALに基づくSE、GE判断を伴う事象）を想定した訓練 ・通報訓練、救護訓練、モニタリング訓練、避難誘導訓練、その他必要と認める訓練（緊急作業訓練） ・その他必要と認める訓練（重大事故対処訓練）	総合訓練 個別訓練（事業部訓練）	重大事故の想定した総合訓練で予め定められた手順に基づいた対応が対策組織全体で実施できること。	重大事故の想定において、対策組織全体で安全審査で説明する制限時間内に対策活動を実行できること。 事象の進展、状況変化に応じた適切な判断により活動できること。	レベルBに基づく対応に加え、対策組織全体で、状況変化に対し、予め想定されている代替案を駆使して適切な判断、応急対応が行えること。	レベルAに基づく対応に加え、対策組織全体で、想定外の突発的な状況変化等に対し、既存手順、設計を応用して新たな手順、対策を検討立案して臨機応変に対応できること。
		個別訓練	（通報訓練、他） 予め定められた手順に基づいた対応が担当部署単位で実施できること。			
		個別訓練	（重大事故対処訓練） 予め定められた手順に基づいた対応が手順書を用いる対応班単位で実施できること。	（重大事故対処訓練） レベルCに基づく対応が手順書を用いる対応班単位で、安全審査で説明する制限時間内に実行できること。		
異常・非常時訓練	非常時訓練	総合訓練	上記、原子力防災訓練「原子力災害（EALに基づくSE、GE判断を伴う事象）を想定した訓練」による。			
その他訓練	非常時訓練 ①放射性物質の漏えい対応訓練（JAEA大洗水平展開訓練含む）※1、※2、※4 ②非放射性液体の漏えい対応訓練 ③放射性物質の異常な放出対応訓練 ④再処理工場内における火災対応訓練 ⑤危険物流出対応訓練（JAEA大洗水平展開訓練含む）※3 ⑥構内運搬時の輸送中事故訓練 トラブル等対処訓練（内容は同上）	総合訓練	異常事象を想定した総合訓練で予め定められた手順に基づいた対応が対策組織全体で実施できること。	レベルCの対応に加え、人の被災等の追加条件を想定した、予め定められた手順に基づいた対応が対策組織全体で実施できること。	レベルBに基づく対応に加え、対策組織全体で、状況変化に対し、予め想定されている代替案を駆使して適切な判断、応急対応が行えること。	レベルAに基づく対応に加え、対策組織全体で、想定外の突発的な状況変化等に対し、既存手順、設計を応用して新たな手順、対策を検討立案して臨機応変に対応できること。
		個別訓練	対策組織内の各班の活動マニュアルに基づく要員の編成（力量管理）が行われていること。			
		総合訓練	消防計画に基づいた消火活動（消火器材の準備・設営、防火装備装着）が、対策組織全体で実施できること。	レベルCの対応に加え、人の被災等の追加条件を想定した、予め定められた手順に基づいた対応が対策組織全体で実施できること。	レベルBに基づく対応に加え、対策組織全体で、状況変化に対し、予め想定されている代替案を駆使して適切な判断、応急対応が行えること。	レベルAに基づく対応に加え、対策組織全体で、想定外の突発的な状況変化等に対し、既存手順、設計を応用して新たな手順、対策を検討立案して臨機応変に対応できること。
再処理施設保安規定第29条の2に基づく訓練	再処理施設保安規定第29条の2に基づく訓練 放射線管理部で定める対応手順習熟訓練 放射性物質等による大規模飛散を想定した訓練（JAEA大洗水平展開訓練）※1 放射性物質等による全身汚染を想定した訓練（JAEA大洗水平展開訓練）※2 再処理事業部 化学物質安全管理細則に基づく訓練（JAEA大洗水平展開訓練）※3	総合訓練	交流電源供給機能等喪失を想定した総合訓練で予め定められた手順に基づいた対応が対策組織全体で実施できること。	レベルCの対応に加え、機材の長時間運用（給油）等の追加条件を想定した、予め定められた手順に基づいた対応が対策組織全体で実施できること。	レベルBに基づく対応に加え、対策組織全体で、状況変化に対し、予め想定されている代替案を駆使して適切な判断、応急対応が行えること。	レベルAに基づく対応に加え、対策組織全体で、想定外の突発的な状況変化等に対し、既存手順、設計を応用して新たな手順、対策を検討立案して臨機応変に対応できること。
		個別訓練	予め定められた手順に基づいた対応が、手順書を用いる対応班単位で実施できること。			
放射線管理部で定める対応手順習熟訓練	個別訓練	訓練計画に定める各種訓練について、手順書に基づいた対応ができること。	レベルCに基づく対応に加え、対策組織全体で、各種訓練における対策活動について対策組織への報告、社外発信等の情報伝達までの一連の対応について、問題なく実施できること。	レベルBに基づく対応に加え、対策組織全体で、状況変化に対し、予め想定されている代替案を駆使して適切な判断、応急対応が行えること。	レベルAに基づく対応に加え、対策組織全体で、想定外の突発的な状況変化等に対し、既存手順、設計を応用して新たな手順、対策を検討立案して臨機応変に対応できること。	
放射性物質等による大規模飛散を想定した訓練（JAEA大洗水平展開訓練）※1	個別訓練	各建屋の代表的な放射性物質が飛散した場合に、避難した作業員に対する対応、汚染状況の確認、立ち入り制限措置、外部の影響確認について、手順どおり実施できること。	レベルCに基づく対応に加え、対策組織全体で、汚染状況等の対応について、対策組織への報告、社外発信等の情報伝達までの一連の対応について、問題なく実施できること。	レベルBに基づく対応に加え、対策組織全体で、状況変化に対し、予め想定されている代替案を駆使して適切な判断、応急対応が行えること。	レベルAに基づく対応に加え、対策組織全体で、想定外の突発的な状況変化等に対し、既存手順、設計を応用して新たな手順、対策を検討立案して臨機応変に対応できること。	
放射性物質等による全身汚染を想定した訓練（JAEA大洗水平展開訓練）※2	個別訓練	事象発生時における初期対応から外部搬送までの一連の対応が手順どおりできること。	レベルCに基づく対応に加え、対策組織全体で、身体汚染に対する対応について、対策組織への報告、社外発信等の情報伝達までの一連の対応について、問題なく実施できること。	レベルBに基づく対応に加え、対策組織全体で、状況変化に対し、予め想定されている代替案を駆使して適切な判断、応急対応が行えること。	レベルAに基づく対応に加え、対策組織全体で、想定外の突発的な状況変化等に対し、既存手順、設計を応用して新たな手順、対策を検討立案して臨機応変に対応できること。	
再処理事業部 化学物質安全管理細則に基づく訓練（JAEA大洗水平展開訓練）※3	個別訓練	化学物質被災時対応資機材を適切な取扱いが実施できること。	レベルCに基づく対応が実施できることに加え、「非常時訓練 ⑤危険物流出対応訓練（JAEA大洗水平展開訓練）※3」レベルBに基づく対応が実施できること。 （⑤危険物流出対応訓練対象者）	レベルBに基づく対応に加え、対策組織全体で、状況変化に対し、予め想定されている代替案を駆使して適切な判断、応急対応が行えること。 （⑤危険物流出対応訓練対象者）	レベルAに基づく対応に加え、対策組織全体で、想定外の突発的な状況変化等に対し、既存手順、設計を応用して新たな手順、対策を検討立案して臨機応変に対応できること。 （⑤危険物流出対応訓練対象者）	

※1：①MOX粉末や放射性物質による大規模な飛散を想定した訓練

※2：②MOX粉末や放射性物質による全身汚染を想定した訓練

※3：③化学物質単独の被災を想定した訓練

※4：④化学物質と放射性物質が混在した流体による作業員の被災を想定した訓練

中期対応方針における重要課題				再処理事業部の訓練計画への反映事項								
No.	重要課題	達成目標	達成指標	具体的な対応 (■:再処理事業部の関連事項)	重点実施時期	重要課題に対する訓練目的		重点実施時期における検証事項 (=訓練評価の視点(体制、計画、設備))	備考			
						項目	詳細					
1	即応センターとERCとの情報共有、通報・連絡	①即応センター(全社対策本部)とERCプラント班との情報共有を適切に実施する。	核燃料施設等の評価指標(情報共有のための情報フロー・ERCプラント班との情報共有) ・2018年度:B評価以上 ・2019年度:A評価	a. ERCへ必要な情報の発信 ・事故・プラントの状況、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況を報告 ・図表等の視覚情報(系統図、設備状況シート、進展予測、事故収束戦略シート)を活用した報告(再処理はERSSを使用した報告を含む。) ・即応センターを使用しない場合の情報発信の検証(濃縮事業部、埋設事業部) ・全社取りまとめた情報提供	2018年度 (以降継続)	事業部対策本部から即応センターに対して適切に状況報告が行なわれることの確認。 (適切な状況報告、事故収束対応の戦略および進捗状況が確認できること、ERSS、図表等、視覚情報による説明を意図した情報、資料発信ができること。)	a. ERCへ必要な情報の発信について ①事業部対策本部から即応センターに対して適切に状況報告が行なわれることの確認。 (適切な状況報告、事故収束対応の戦略および進捗状況が確認できること、ERSS、図表等、視覚情報による説明を意図した情報、資料発信ができること。)	a. ERCへ必要な情報の発信について ①の検証事項 ・事業部対策本部は、即応センターへ提供する資料について、事故収束対応の戦略および進捗状況を明確にしているか。 ・事業部対策本部は、即応センターへ提供する資料について、図表等、視覚情報による説明を意図した記載となっているか。 ・ERSS(訓練モード)を用いた訓練を実施しているか。	2018年度下期の総合訓練で検証実施。			
				b. 通信機器の操作 ・ERCと接続するTV会議システム、電話等の操作の検証		対象外	b. 通信機器の操作 ・即応センターの整備は全社組織の対応のため、再処理事業部対象外	b. 通信機器の操作 ・即応センターの整備は全社組織の対応のため、再処理事業部対象外		-		
				c. 対策本部内の情報共有 ・情報共有のための情報フローの作成 ・役割分担、情報フローの検証 ・情報共有ツール(デジエ、電子ホワイトボード、社内TV会議)の検証		事業部対策本部内、即応センター間で適切に情報共有されていることの確認。 (適切な情報共有、情報共有のための情報フローが作成されていること、情報フロー通りに情報の伝達、分担が行われていること。)	c. 対策本部内の情報共有 ①事業部対策本部内、即応センター間で適切に情報共有されていることの確認。 (適切な情報共有、情報共有のための情報フローが作成されていること、情報フロー通りに情報の伝達、分担が行われていること。)	c. 対策本部内の情報共有について ①の検証事項 ・事業部対策本部は、事業部対策本部と即応センター間の情報フローを作成し、関係者へ周知を行っているか。また情報フローは、過去の訓練における反省事項が反省されているか。 ・事業部対策本部は、情報フローに示す通り情報連絡を行っているか。 ・事業部対策本部は、情報フローに示す役割の通り行動できているか。		2018年度下期の総合訓練で検証実施。		
				②原災法第10条および第15条に係る通報を迅速に実施する。		核燃料施設等の評価指標(確実な通報・連絡の実施) ・2018年度:B評価以上 ・2019年度:A評価	a. 事象判断から通報完了まで15分以内の実施 ・役割分担、通報手順の確認、検証 ・EAL判断根拠の説明 ・10条確認会議、15条認定会議の適切な対応	適切な通報(時間、内容確認)、通報内容に対する適切な説明ができることの確認。 (適切な説明 SE、GEの原因事象、判断根拠について論理的に説明できること。)		a. 事象判断から通報完了まで15分以内の実施について ①事業部対策本部から即応センターに対して15分以内にSE、GE通報ができることの確認。 ②通報内容に対する適切な説明ができることの確認。 (適切な説明 SE、GEの原因事象、判断根拠について論理的に説明できること。)	a. 事象判断から通報完了まで15分以内の実施について ①の検証事項 ・事業部対策本部は、SE、GE通報(FAX送信)を15分以内に完了できるか。 ②の検証事項 ・規制庁ERC説明者は、通報した事業部のSE、GE事象の原因事象、判断根拠を説明できること。	2018年度上期の個別訓練(事業部個別訓練)で左記①の検証を実施。 ・2018年度下期の総合訓練で左記①に加え②の検証を実施。
				b. 適切な間隔での第25条報告の実施 ・事象の進展に応じ、適切な間隔で継続した報告		b. 適切な間隔での第25条報告の実施 ①事業部対策本部から即応センターに対して適切な間隔で第25条報告が行えることの確認。 (適切な間隔:単純な定時報告ではなく、作業の進展等、現場の状況変化をリアルタイムに情報発信ができること。)	b. 適切な間隔での第25条報告の実施 ①の検証事項 ・事業部対策本部は、訓練シナリオで定めた報告タイミングとおり、第25条報告を実施できること。	b. 適切な間隔での第25条報告の実施 ①の検証事項 ・事業部対策本部は、訓練シナリオで定めた報告タイミングとおり、第25条報告を実施できること。		2018年度下期の総合訓練で検証を実施。		
				c. 通報文の重要事項(判断時間、EAL種類)に係る記載ミス防止 ・通報文確認体制の確立、確認項目の明確化 ・通報文作成要領・確認ツールの検討、検証 ・記載ミスが発生した場合の訂正報の作成		c. 通報文の重要事項(判断時間、EAL種類)に係る記載ミス防止 ①事業部対策本部内の通報文の確認体制および項目(=ルール)が構築されていることの確認。 ②通報文作成要領(訂正報発信も含む)、確認ツールが効果的であることの確認。	c. 通報文の重要事項(判断時間、EAL種類)に係る記載ミス防止 ①の検証事項 ・事業部対策本部は、本部内に通報文確認体制を構築し、確認ツールを使用した発信前の記載チェックが行えること。 ②の検証事項 ・通報文に誤記、記載漏れがないこと。 ・通報文に誤記があった場合の対応ができること。	c. 通報文の重要事項(判断時間、EAL種類)に係る記載ミス防止 ①の検証事項 ・事業部対策本部は、本部内に通報文確認体制を構築し、確認ツールを使用した発信前の記載チェックが行えること。 ②の検証事項 ・通報文に誤記、記載漏れがないこと。 ・通報文に誤記があった場合の対応ができること。		2018年度下期の総合訓練で検証を実施(要検討)		

中期対応方針における重要課題				再処理事業部の訓練計画への反映事項					
No.	重要課題	達成目標	達成指標	具体的な対応 (■:再処理事業部の関連事項)	重点実施時期	重要課題に対する訓練目的		重点実施時期における検証事項 (=訓練評価の視点(体制、計画、設備))	備考
						項目	詳細		
2	事業部・全社の連携強化	①単独施設の発災に対する他事業部および全社の支援・協力を適切に実施する。 ②複数施設の同時発災(相互影響が発生した場合)の各施設の対処を適切に実施する。	核燃料施設等の評価指標(シナリオの多様化・難度) ・2018年度:B評価以上 ・2019年度:B評価以上 ・2020年度:A評価	a. 体制・手順の整備 ・現行体制・手順の検証、改善	2018年度、2019年度(単独施設発災) 2020年度(複数施設同時発災)	a. 体制・手順の整備 ①全社および他事業部への協力要請の体制、手順の有効性の確認。 ②全社および他事業部への応援対応の体制、手順の実行性の確認。 (①は単独施設発災、②は複数施設発災で実施)	a. 体制・手順の整備 ①の検証事項 ・事業部対策本部は、定められた体制、手順で、全社、他事業部に対し、協力要請を実施できること。 ②の検証事項 ・事業部対策本部は、定められた体制、手順で、全社、他事業部からの応援要請に対応できること。	・2018年度下期の総合訓練で左記①の検証を実施。	
				b. 設備・レイアウトの整備 ・現行設備・レイアウトの検証、改善		b. 設備・レイアウトの整備 ①全社および他事業部への協力要請時の使用設備、レイアウト等の有効性確認。 ②全社および他事業部への応援対応時の使用設備、レイアウト等の有効性確認。 (①は単独施設発災、②は複数施設発災で実施)	b. 設備・レイアウトの整備 ①②の検証事項(共通) ・事業部対策本部は、協力要請または応援対応の際、使用する設備を問題なく使用できること。 ・事業部対策本部は、協力要請または応援対応の際、設備、人員の配置に支障を来さないこと。	・2018年度下期の総合訓練で左記①の検証を実施。	
				c. 対策本部内の情報共有 ・情報共有のための情報フローの作成 ・役割分担、情報フローの検証 ・情報共有ツール(デジエ、電子ホワイトボード、社内TV会議)の検証		c. 対策本部内の情報共有 ①事業部対策本部内、全社対策本部間で適切に情報共有されていることの確認。 (適切な情報共有:情報共有のための情報フローが作成されていること、情報フロー通りに情報の伝達、分担が行われていること。)	c. 対策本部内の情報共有について ①の検証事項 ・事業部対策本部は、事業部対策本部と全社対策本部間の情報フローを作成し、関係者へ周知を行っているか。また、情報フローは、過去の訓練における反省事項が反省されているか。 ・事業部対策本部は、情報フローに示す通り情報連絡を行っているか。 ・事業部対策本部は、情報フローに示す役割の通り行動できているか。 ・事業部対策本部は、情報フローに示す情報連絡に使用する機材を問題なく使用できているか。	・2018年度下期の総合訓練で検証を実施。	
3	厳しい環境下での対応	①厳しい環境下での対応を適切に実施する。(厳冬期の屋外活動等)	個別訓練等による課題抽出、改善実施率 ・毎年度:100%(対策組織毎)(※)	a. 体制・手順の整備 ・現行体制・手順・設備の検証、改善 b. 基本動作の確認、習得	(通年継続実施)	厳冬期等の過酷環境下での作業における体制、手順等の有効性の確認。 b. 基本動作の確認、習得 ①厳冬期等の過酷環境を想定した訓練の実施。	a. 体制・手順の整備 ①の検証事項 ・過酷環境を想定した作業において体制、手順は実行性のあるものとなっているか。 ・過酷環境を想定した作業において使用する設備は問題がないか。 b. 基本動作の確認、習得 ①の検証事項 ・過酷環境を想定した訓練において確実に作業を実施できているか。	・2018年度上期の個別訓練(事業部訓練)で暑熱環境での左記a. ①、b. ①の検証を実施。(屋内における重防護装備による重大事故対応作業) ・2018年度下期の総合訓練で厳冬期における屋外作業訓練で左記a. ①、b. ①の検証を実施。(冬季屋外における重大事故対応作業)	
4	他原子力事業者の知見等を踏まえた対応	①休日、夜間の発災を想定した少人数での初動対応、参集要員への引継ぎを適切に実施する。 ②緊急時対策所、全社対策本部室が使用できない場合の初動対応を適切に実施する。(濃縮事業部、埋設事業部、全社対策本部)	個別訓練等による課題抽出、改善実施率100%(※) ・2019年度:課題抽出、改善 ・2020年度:検証	a. 体制・手順の整備 ・現行体制・手順の検証、改善	2019年度	休日、夜間の発災における事業部対策本部の初動対応の体制、手順(要員交代を含む)の有効性確認。	a. 体制・手順の整備 ①休日、夜間の発災における事業部対策本部の初動対応の体制、手順(要員交代を含む)の有効性確認。	a. 体制・手順の整備 ①の検証事項 ・事業部対策本部は、休日、夜間の発災において、初動対応体制を問題なく構築できるか。 ・事業部対策本部は、参集した交代要員への引継ぎを手順通り実施できるか。	
				a. 設備の整備 ・代替手段の整備、検証 ・その他資機材の整備、検証	2020年度	対象外	濃縮事業部、埋設事業部、全社対策本部(何れも非耐震)が対象のため、再処理事業部対象外。	濃縮事業部、埋設事業部、全社対策本部(何れも非耐震)が対象のため、再処理事業部対象外。	

中期対応方針における重要課題					再処理事業部の訓練計画への反映事項				
No.	重要課題	達成目標	達成指標	具体的な対応 (■:再処理事業部の関連事項)	重点実施時期	重要課題に対する訓練目的		重点実施時期における検証事項 (=訓練評価の視点(体制、計画、設備))	備考
						項目	詳細		
5	後方支援活動の実施	①以下の後方支援活動を適切に実施する。 ・事業者間の支援活動 ・原子力事業所災害対策支援拠点との連動 ・原子力緊急事態支援組織との連動	核燃料施設等の評価指標(後方支援活動): ・2018年度:B評価以上 ・2019年度:B評価以上 ・2020年度:A評価	a. 体制・手順の整備 ・現行体制・手順の検証、改善 b. 設備 ・情報収集、伝達ツールの整備、検証 ・その他資機材の整備、検証	(通年継続実施)	対象外	後方支援活動の実施は、全社対策本部の対応所掌のため、再処理事業部対象外。	後方支援活動の実施は、全社対策本部の対応所掌のため、再処理事業部対象外。	
6	広報活動の実施	①模擬記者会見を適切に実施する。	個別訓練等による課題抽出、改善実施率 ・毎年度:100%(※)	a. メディアトレーニングの継続的な実施 ・記者会見対応の基本、心構え、話し方等 ・模擬記者会見(訓練)の検証 b. 設備 ・情報収集、伝達ツールの整備、検証	(通年継続実施)	模擬記者会見が適切に実施できるかの確認。	a. メディアトレーニングの継続的な実施 ・全社主催のメディアトレーニングに参加し、記者会見対応の向上を図る。 b. 設備 ・的確なプレス文を作成できることの確認。	a. メディアトレーニングの継続的な実施 b. 設備 ・情報共有ツールを用いた情報共有を実施し、正確な情報で記者対応やプレス文の作成ができるか確認。	
7	計画的な改善	①訓練課題に対して計画的に改善を図る。 (総合訓練前に、個別訓練等で改善策の検証を行う)	前年度訓練課題の今年度訓練への反映率 ・毎年度:100%(※)	a. 前年度訓練反省事項の対応 ・改善実施、個別訓練等での検証(検証結果に応じて繰り返し個別訓練を実施) b. 反省事項の検証・管理 ・チェックシートによる課題の検証 ・反省事項のパンチリストによる管理	(通年継続実施)	訓練計画における前年度反省事項の改善状況検証を計画、実施。	a. 前年度訓練反省事項の対応 ・前年度訓練反省事項の検証を目的とした訓練計画を検討。 b. 反省事項の検証・管理 ・チェックシートによる課題の改善状況の検証。 ・訓練によって確認された改善事項の整理。	a. 前年度訓練反省事項の対応 ・前年度の訓練報告書で整理した改善事項および国の指摘事項(パンチリスト)について、改善状況の検証を目的とした訓練計画となっているか、また当該計画に反映できない場合、その理由、検証時期(予定)が明確となっているか確認。 b. 反省事項の検証・管理 ・チェックシートにより課題の改善状況の評価されたか。 ・訓練によって確認された改善事項(国の指摘事項を含む)が整理されたか。	本重要課題は、訓練の企画に関する項目であるため、訓練の計画、実施および報告で確認する。

※:長期的な対応の必要なものを除く。

中期対応方針における重要課題以外の考慮事項	左記考慮事項に対する再処理事業部の取り組み
<p>1. 想定シナリオの高度化</p> <p>訓練を通じて対応能力向上の幅を広げるため、以下を念頭に事故想定シナリオを検討する。 原則としてシナリオ非提示で実施するほか、事象の網羅性(EALの種類等)、発生頻度を考慮し、シナリオ難度の高度化を図る。</p> <p>発災原因、プラント状態、場面設定等、複数の要因を組み合わせ、マルファンクションの取り入れなどを行い、シナリオの多様化を図る。</p> <p>各施設が近傍に立地していることを踏まえ、単独施設の発災のほか、複数施設の同時発災についても想定する。</p>	<p>・訓練参加者に対し、施設の運転状態を除き、シナリオを提示せずに訓練を計画する。 ・至近の訓練と原因事象、シナリオ展開、EALの種類が重複しない訓練シナリオを検討する。</p> <p>・訓練シナリオにおいて、参加者の状況判断による対応の分岐(シナリオの分岐判断)を意識したマルファンクションの設定を行う。</p> <p>・複数施設で同時発災した場合の、相互影響や応援対応が発生するシナリオを検討する。</p>
<p>2. 評価の視点</p> <p>訓練の評価に当たっては、本対応方針で定める重要課題への取り組み等について、「体制」、「計画」および「設備」の視点で、達成目標が満足しているか評価する。</p>	<p>・訓練実施後の訓練評価(訓練報告書)において、重要課題No.1～7の「体制」、「計画」および「設備」の視点で評価結果を取り纏める。</p>
<p>3. 課題の抽出、原因分析等</p> <p>社長および事業部長は、統括する対策本部の緊急時対応能力を確実に上げていくため、訓練における課題を抽出し、課題に対する原因分析および対策の立案ならびに立案した対策の検証を行う。</p>	<p>・「防災管理課 再処理事業部原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練手続きマニュアル」に基づき報告書の作成、反省事項の管理を行う。 ・訓練実施後の訓練評価(訓練報告書)において、訓練における課題の検証(原因の分析、課題の検証)を行う。 ・訓練実施後の訓練評価(訓練報告書)は事業部長(原子力防災管理者)の承認を受ける。</p>
<p>4. 訓練の視察</p> <p>社長および事業部長は、統括する対策本部の要員を当社他施設、他事業者の訓練へ参加させ、当社他施設、他事業者の取り組み状況を確認し、それぞれの活動に反映する。</p>	<p>・訓練の改善のため、事業部対策本部の要員等による他事業者の訓練視察を行い、当社他施設、他事業者の取り組み状況を確認し、事業部対策本部の活動に反映する。</p>

再処理事業部 中長期訓練計画(2018年度～2021年度)

1.1 原子力防災訓練(重大事故訓練を含む)総合訓練

種別	訓練	取り纏め部署	訓練名称	建屋	組織能力、力量項目に対する評価項目	訓練対象部署	訓練内容	訓練方法	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		備考
									上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
総合訓練	原子力防災訓練	防災管理課	重大事故訓練	臨界を想定した訓練	AA, AB, AC	①重大事故の対応手順に従った対策作業の実施。 ②安全審査において説明した時間内での対策作業完了。 ③事象に対する適切な体制構築、指揮命令。 ④社外への迅速な情報発信。	①臨界事故(第34条) 溶解槽の臨界 プルトニウムを含む溶液の移送による臨界 プルトニウムを含む溶液の漏えいによる臨界 プルトニウムを含む溶液のプロセス異常による臨界等	中期対応方針に基づく総合訓練の目的、訓練項目 目的: ①対策組織レベルの対応能力向上 ②対策組織間の連携強化 ③ERCとの連携強化	<p style="text-align: center;">当該情報は訓練シナリオに係ることから、関係者以外是非公開とする。</p>								<p>(1)2020年12月までにレベルBの到達を達成目標とする。</p> <p>(2)個別の訓練計画に当たり、以下を考慮する。 ①2019年上期までに重大事故(第34条～第40条及び大規模損壊)を想定した訓練を、総合訓練と個別訓練(事業部訓練)を組み合わせ1回以上実施する。 【過去実績】 ・2017年度上期(個別訓練(事業者訓練):第35条、第36条) ・2017年度下期(総合訓練:第34条)</p> <p>②2020年12月までに重大事故(第34条～第40条及び大規模損壊)を想定した訓練を、総合訓練と個別訓練(事業部訓練)を組み合わせ1回以上実施する。</p> <p>③重大事故の重畳発生を想定する。</p> <p>④建屋外放出を想定する。</p> <p>⑤2021年度以降は訓練内容をローテーションで実施し、技量向上、維持を図る。</p> <p>⑥総合訓練実施前までに、個別訓練を実施する。</p> <p>※1:これらの訓練は、総合訓練での同時実施が困難な場合、複数回に分けて実施することを検討する。</p> <p>※2:これらの訓練については、放出抑制対策に追加して、シルトフェンス、ホースブリッジ等の設置訓練を実施する。</p> <p>※3:これらの訓練については、屋外対応班の訓練についても実施する。</p> <p>※4:2020年12月までに実施する。</p> <p>※5:大規模損壊を想定した訓練では、以下に示す溶液の漏えいによる人の被災を想定した訓練を検討する。 ①溶解液(硝酸)、②ヨウ素、③プルトニウム溶液(硝酸・30%TBP)、④ウラン溶液(硝酸・30%TBP)、⑤プルトニウム溶液(硝酸)、⑥高レベル廃液</p>
				全動力電源喪失を想定した訓練(初動編)	AA, AB, AC, CA, KA		②蒸発乾固(第35条) 蒸発乾固(機器内) 蒸発乾固(漏えい)	訓練項目: ・対策本部の運営に関する訓練 ・事故収束活動に関する訓練 ・即応センターの運営に関する訓練 ・広報対応に関する訓練 ・後方支援対応に関する訓練 ・その他必要と認める訓練									
				全動力電源喪失を想定した訓練(対策編)	AA, AB, AC, CA, KA		③水素爆発(第36条) 水素爆発(機器内) 水素爆発(漏えい)	中期対応方針の重要課題等の詳細は、添付資料3参照									
				有機溶媒火災を想定した訓練(対策編)	AB, AC		④有機溶媒火災(第37条) 有機溶媒等による火災または爆発	防災管理課は、 ①訓練計画書(実施計画)を作成する。※2 ②発災建屋が偏ることのないよう考慮する。 ③各課の個別訓練計画書を参考にし、 ④対象建屋以外の部署は見学可能とする。 (良い点・悪い点 = 客観的に活動を確認)									
				放射性物質の漏えいを想定した訓練	AA, AB, AC, KA		⑤使用済燃料冷却(第38条) 使用済燃料貯蔵プールへの注水等	緊対所は通報連絡、現場は情報収集・事象収束に重点を置く。 目的: 迅速かつ適切な通報連絡を行うため、以下の点の確認・スキルアップ ①事象毎に必要な情報・資料は何であるか把握。 ②必要な情報・資料を用意できるか ③指揮・命令系統の確認 ④指示してから情報が届くまでの時間把握 ⑤情報入手時間の短縮 ⑥資機材の取扱い ⑦必要な人員数の把握									
				大規模損壊を想定した訓練(放出抑制編)			⑥放射性物質漏えい(第39条)										
				大規模損壊を想定した訓練(航空機衝突編)			⑦工場外への放出抑制(第40条) 放射性物質および放射線の敷地外への放出抑制対策										
			①敷地境界放射線量上昇		⑧大規模損壊 航空機燃料火災の消化活動 航空機衝突への対処												
			②放射性物質通常経路放出														
			③火災爆発等による放射性物質放出(管理区域外)														
			④事業所外運搬放射線量異常														
			⑤全動力電源喪失														
			⑥燃料プール水位異常低下	F													
			⑦制御室使用不能	AG, F													
			⑧臨界事故														
⑨事業所外運搬事故																	
<p style="text-align: center;">当該情報は訓練シナリオに係ることから、関係者以外是非公開とする。</p>																	
<p>上記の「臨界を想定した訓練」、「全動力電源喪失を想定した訓練(対策編)」、「放射性物質の漏えいを想定した訓練」、「大規模損壊を想定した訓練(航空機衝突編)」のいずれかに含めて実施</p>																事業所外運搬放射線量異常、事業所外運搬事故については、他の訓練内容と性質が異なるため、単独での実施を検討。	
<p>上記の「全動力電源喪失を想定した訓練(対策編)」、「有機溶媒火災を想定した訓練(対策編)」、「放射性物質の漏えいを想定した訓練」、「大規模損壊を想定した訓練(航空機衝突編)」のいずれかに含めて実施</p>																原子力防災訓練は、保安規定に基づく非常時訓練(再処理施設保安規定第123条に基づく訓練、廃棄物管理施設保安規定第58条に基づく訓練)と兼ねることができることから、計画の検討段階において、保安管理課等関係各課と調整し、訓練内容を検討する。	
<p>上記の「大規模損壊を想定した訓練(航空機衝突編)」に含めて実施</p>																※1:総合訓練の訓練方法の詳細は、総合訓練毎に作成する個別計画書(実施計画)で具体化する。	
<p>以下の対応を確認する。 ①初期対応(漏えい場所、量、漏えい物の確認、拡大防止措置等) ②放射線管理(汚染状況の確認、被ばく管理、除染等) ③対策検討(事象収束に向けた検討)</p>																※2:中期対応方針における総合訓練の目的、訓練項目および重要課題とその対応方針については事業所外運搬放射線量異常の訓練についても適用する。	
<p>上記の「全動力電源喪失を想定した訓練(初動編)」、「全動力電源喪失を想定した訓練(対策編)」のいずれかに含めて実施</p>																	
<p>上記の「全動力電源喪失を想定した訓練(初動編)」、「全動力電源喪失を想定した訓練(対策編)」、「大規模損壊を想定した訓練(放出抑制編)」のいずれかに含めて実施</p>																	
<p>上記の「全動力電源喪失を想定した訓練(初動編)」、「全動力電源喪失を想定した訓練(対策編)」、「大規模損壊を想定した訓練(航空機衝突編)」のいずれかに含めて実施</p>																	
<p>1.2 原子力防災訓練(重大事故訓練を含む) 個別訓練(事業部訓練)において「臨界を想定した訓練」に含めて実施</p>																	
<p>1.2 原子力防災訓練(重大事故訓練を含む) 個別訓練(事業部訓練)において「④事業所外運搬放射線量異常」に含めて実施</p>																	

再処理事業部 中長期訓練計画(2018年度～2021年度)

1.2 原子力防災訓練(重大事故訓練を含む) 個別訓練(事業部訓練)

種別	訓練	取り纏め部署	訓練名称	建屋	組織能力、力量項目に対する評価項目	訓練対象部署	訓練内容	訓練方法	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		備考												
									上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期													
個別訓練 (事業部訓練)	原子力防災訓練	防災管理課	重大事故訓練	臨界を想定した訓練	AA, AB, A, C	①重大事故の対応手順に従った対策作業の実施。 ②安全審査において説明した時間内での対策作業完了。 ③事象に対する適切な体制構築、指揮命令。 ④社外への迅速な情報発信。	非常時対策組織(原子力防災組織)	①臨界事故(第34条) 溶解槽の臨界 プルトニウムを含む溶液の誤移送による臨界 プルトニウムを含む溶液の漏えいによる臨界 プルトニウムを含む溶液のプロセス異常による臨界等	中期対応方針に基づく総合訓練の目的、訓練項目 目的: ①対策組織レベルの対応能力向上 ②対策組織間の連携強化 ③ERCとの連携強化 訓練項目: ・対策本部の運営に関する訓練 ・事故収束活動に関する訓練 ・即応センターの運営に関する訓練 ・広報対応に関する訓練 ・後方支援対応に関する訓練 ・その他必要と認める訓練	<p>当該情報は訓練シナリオに係ることから、関係者以外是非公開とする。</p>							<p>(1)2020年12月までにレベルBの到達を達成目標とする。 (2)個別の訓練計画に当たり、以下を考慮する。 ①2019年上期までに重大事故(第34条～第40条及び大規模損壊)を想定した訓練を、総合訓練と個別訓練(事業部訓練)を組み合わせ1回以上実施する。 【過去実績】 ・2017年度上期(個別訓練(事業者訓練):第35条、第36条) ・2017年度下期(総合訓練:第34条) ②2020年12月までに重大事故(第34条～第40条及び大規模損壊)を想定した訓練を、総合訓練と個別訓練(事業部訓練)を組み合わせ1回以上実施する。 ③重大事故の重量発生を想定する。 ④建屋外放出を想定する。 ⑤2021年度以降は訓練内容をローテーションで実施し、技量向上、維持を図る。 ⑥総合訓練実施前までに、個別訓練を実施する。 ※1:これらの訓練は、総合訓練での同時実施が困難な場合、複数回に分割して実施することを検討する。 ※2:訓練方法の詳細は、訓練毎に作成する個別計画書(実施計画)で具体化する。 ※3:初動対応訓練については、発災直後の対応を一部実施、(途中省略予定。) ※4:これらの訓練については、放出抑制対策に追加して、シルトフェンス、ホースブリッジ等の設置訓練を実施する。 ※5:これらの訓練については、屋外対応班の訓練についても実施する。 ※6:以下に示す溶液の漏えいに対する訓練も検討する。 ①溶解液(硝酸)、②ヨウ素、③プルトニウム溶液(硝酸・30%TBP)、④ウラン溶液(硝酸・30%TBP)、⑤プルトニウム溶液(硝酸)、⑥高レベル廃液</p>												
				全動力電源喪失を想定した訓練(初動編)	AA, AB, AC, CA, KA		非常時対策組織(原子力防災組織)	②蒸発乾固(第35条) 蒸発乾固(機器内) 蒸発乾固(漏えい)	中期対応方針の重要課題等の詳細は、添付資料3参照 防災管理課は、 ①訓練計画書(実施計画)を作成する。※2 ②発災建屋が傷ることのないよう考慮する。 ③各課の個別訓練計画書を参考にする。 ④対象建屋以外の部署は見学可能とする。(良い点・悪い点=客観的に活動を確認)																				
				全動力電源喪失を想定した訓練(対策編)	AA, AB, AC, CA, KA		非常時対策組織(原子力防災組織)	③水素爆発(第36条) 水素爆発(機器内) 水素爆発(漏えい)										緊急所は通報連絡、現場は情報収集・事象収束に重点を置く。 目的: 迅速かつ適切な通報連絡を行うため、以下の点の確認・スキルアップ ①事象毎に必要な情報・資料は何であるか把握。 ②必要な情報・資料を用意できるか ③指揮・命令系統の確認 ④指示してから情報が届くまでの時間把握 ⑤情報入手時間の短縮 ⑥資機材の取扱い ⑦必要な人員数の把握											
				有機溶媒火災を想定した訓練(対策編)	AB, AC		非常時対策組織(原子力防災組織)	④有機溶媒火災(第37条) 有機溶媒等による火災または爆発	⑤使用済燃料冷却(第38条) 使用済燃料貯蔵プールへの注水等																				
				放射性物質の漏えいを想定した訓練	AA, AB, AC, KA		非常時対策組織(原子力防災組織)	⑥放射性物質漏えい(第39条)																					
				大規模損壊を想定した訓練(放出抑制編)	—		非常時対策組織(原子力防災組織)	⑦工場外への放出抑制(第40条) 放射性物質および放射線の敷地外への放出抑制対策	⑧大規模損壊 航空機燃料火災の消化活動 航空機衝突への対処																				
				大規模損壊を想定した訓練(航空機衝突編)	—		非常時対策組織(原子力防災組織)	⑧大規模損壊 航空機燃料火災の消化活動 航空機衝突への対処																					
			原子力災害の想定(原災法第10条第1項に基づき通報を行うべき事象、および原災法第15条第1項に基づき報告を行うべき事象)	①敷地境界放射線量上昇	放射性物質を取り扱う全建屋	上記の「臨界を想定した訓練」、「全動力電源喪失を想定した訓練(対策編)」、「放射性物質の漏えいを想定した訓練」、「大規模損壊を想定した訓練(航空機衝突編)」のいずれかに含めて実施												<p>当該情報は訓練シナリオに係ることから、関係者以外是非公開とする。</p>										<p>事業所外運搬放射線量異常、事業所外運搬事故については、他の訓練内容と性質が異なるため、単独での実施を検討。 原子力防災訓練は、保安規定に基づく非常時訓練(再処理事業部保安規定第123条に基づく訓練、廃棄物管理施設保安規定第58条に基づく訓練)と兼ねることができることから、計画の検討段階において、保安管理課等関係各課と調整し、訓練内容を検討する。 ※1:訓練方法の詳細は、訓練毎に作成する個別計画書(実施計画)で具体化する。 ※2:中期対応方針における総合訓練の目的、訓練項目および重要課題とその対応方針については事業所外運搬放射線量異常の訓練についても適用する。</p>	
				②放射性物質通常経路放出	放射性物質を取り扱う全建屋	上記の「全動力電源喪失を想定した訓練(対策編)」、「有機溶媒火災を想定した訓練(対策編)」、「放射性物質の漏えいを想定した訓練」、「大規模損壊を想定した訓練(航空機衝突編)」のいずれかに含めて実施																							
				③火災爆発等による放射性物質放出(管理区域外)	放射性物質を取り扱う全建屋	上記の「大規模損壊を想定した訓練(航空機衝突編)」に含めて実施																							
				④事業所外運搬放射線量異常	—	①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。 ②事象に対する適切な体制構築、指揮命令 ③社外への迅速な情報発信。	非常時対策組織(原子力防災組織)	以下の対応を確認する。 ①初期対応(漏えい場所、量、漏えい物の確認、拡大防止措置等) ②放射線管理(汚染状況の確認、被ばく管理、除染等) ③対策検討(事象収束に向けた検討)	防災管理課は、訓練計画書(実施計画)を作成する。※1、※2																				
				⑤全動力電源喪失	—	上記の「全動力電源喪失を想定した訓練(初動編)」、「全動力電源喪失を想定した訓練(対策編)」のいずれかに含めて実施																							
				⑥燃料プール水位異常低下	F	上記の「全動力電源喪失を想定した訓練(初動編)」、「全動力電源喪失を想定した訓練(対策編)」、「大規模損壊を想定した訓練(放出抑制編)」のいずれかに含めて実施																							
				⑦制御室使用不能	AG, F	上記の「全動力電源喪失を想定した訓練(初動編)」、「全動力電源喪失を想定した訓練(対策編)」、「大規模損壊を想定した訓練(航空機衝突編)」のいずれかに含めて実施																							
⑧臨界事故	—	上記の「臨界を想定した訓練」に含めて実施																											
⑨事業所外運搬事故	—	上記の「④事業所外運搬放射線量異常」に含めて実施																											

再処理事業部 中長期訓練計画(2018年度～2021年度)

1.2 原子力防災訓練(重大事故訓練を含む)個別訓練

種別	訓練	取り纏め部署	訓練名称	建屋	組織能力、力量項目に対する評価項目	訓練対象部署	訓練内容	訓練方法	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		備考
									上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
個別訓練	通報訓練	保安管理課	通報訓練	-	①適切な連絡・公表区分の判断。 ②通報文の作成および送信、社外関係機関に対する電話連絡等の係る対応。 ③所定時間内の法定通報、報告(原災法第10条、15条:15分以内)	連絡責任者、連絡責任者代行(統括当直長を含む)、統括当直長補佐、廃棄物管理施設当直長、宿直当番者(連絡補助者BおよびC)、非常時対策組織要員	1)連絡・公表区分判断試験を試験により確認する。 2)日常通報連絡訓練(第1報作成、送信ができること)。 3)統括当直長および統括当直長補佐通報連絡訓練 適切な連絡・公表区分の判断を行うとともに、通報文の作成および送信、社外関係機関に対する電話連絡等の通報連絡に係る対応ができること。 4)廃棄物管理施設当直長通報連絡訓練(社内連絡文の作成および送信、統括当直長補佐に対する電話連絡等の通報連絡に係る対応ができること)。 5)宿直当番者通報連絡訓練(社外関係機関に対する電話連絡等の通報連絡ができること)。 6)要員の呼び出し訓練(緊急呼出システム登録者は応答操作ができること、また、非常時要員に対し、呼び出し連絡を行うこと)。	中期対応方針における個別訓練の目的: ①対策組織レベルの対応能力向上(各機能班の連携を含む) ②訓練課題の検証 中期対応方針の重要課題等の詳細は、添付資料3参照 保安管理課長は、「再処理事業部 異常・非常時対策要領」に基づき運営管理部長の承認を受けた訓練計画に基づき、個別の訓練計画書を作成し、訓練対象部署を対象に訓練を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	○	
	救護訓練	人財活性G(救護班)	救護訓練	-	救護班 活動マニュアルで定めた必要な力量	救護班員	搬送、応急措置	個別訓練では、救護班 活動マニュアルで定めた必要な力量があることを確認する。これらの訓練は、原子力防災訓練の総合訓練に含めることを原則(防災業務計画 運用要領参照)とし、総合訓練前の図上訓練等で実施する。※1	○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		※1:中期対応方針における個別訓練の目的、訓練項目および重要課題等とその対応方針については本訓練についても適用する。 より厳しい条件設定(管理区域内、汚染あり等)での訓練を実施する。救護訓練のうち、緊急被ばく医療に関する訓練は、濃縮事業部、埋設事業部の個別訓練と合同で実施を検討。
		放射線管理課	放射線管理課	-	放射線管理部 非常時対策組織等 放射線管理班マニュアルで定めた必要な力量	放射線管理班員	汚染確認、緊急被ばく医療等	個別訓練では、「放射線管理部 非常時対策組織等放射線管理班マニュアル」で定めた必要な力量があることを確認する。これらの訓練は、原子力防災訓練の総合訓練に含めることを原則(防災業務計画 運用要領参照)とし、総合訓練前の図上訓練等で実施する。※1	○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		
	モニタリング訓練	放射線管理課 環境管理課	モニタリング訓練	-	放射線管理部 非常時対策組織等 放射線管理班マニュアルで定めた必要な力量	放射線管理班員	モニタリング訓練(一時管理区域設定、線量測定、ダスト測定、放出・環境モニタリング等)	個別訓練では、「放射線管理部 非常時対策組織等放射線管理班マニュアル」で定めた必要な力量があることを確認する。これらの訓練は、原子力防災訓練の総合訓練に含めることを原則(防災業務計画 運用要領参照)とし、総合訓練前の図上訓練等で実施する。※1	○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		※1:中期対応方針における個別訓練の目的、訓練項目および重要課題等とその対応方針については本訓練についても適用する。 総合訓練で実施する訓練内容も踏まえ、様々なシチュエーション(汚染を想定した一時管理区域の設定、モニタリングカーを使用した構内の環境測定訓練等)に対応する訓練を実施する。
	避難誘導訓練	計画G	避難誘導訓練	-	総務班 活動マニュアルで定めた必要な力量	計画G	・避難誘導、安否確認	個別訓練では、「再処理事業部 総務班 活動マニュアル」で定めた必要な力量があることを確認する。これらの訓練は、原子力防災訓練の総合訓練に含めることを原則(防災業務計画 運用要領参照)とし、総合訓練前の図上訓練等で実施する。※1	○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		※1:中期対応方針における個別訓練の目的、訓練項目および重要課題等とその対応方針については本訓練についても適用する。 対策要員以外の従業員、関連企業を含めた避難誘導訓練を実施する。
						警備課	・入構規制										
	その他必要と認める訓練	緊急作業訓練	放射線管理部 防災管理課	緊急作業訓練	-	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いができること	-	交流電源供給機能等喪失時に対処するための機能を有する施設及び設備の取扱い	防災管理課は、訓練計画書を作成する。※1	○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)	
	重大事故対処訓練	防災管理課	「別冊 重大事故訓練(個別訓練)実施計画(～2020年12月)」参照※1													※1:中期対応方針における個別訓練の目的、訓練項目および重要課題等とその対応方針については本訓練についても適用する。	

再処理事業部 中長期訓練計画(2018年度～2021年度)

2. 異常・非常時訓練

種別	訓練	取り纏め部署	訓練名称	建屋	組織能力、力量項目に対する評価項目	訓練対象部署	訓練内容	訓練方法	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		備考
									上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
総合訓練	非常時訓練 (再処理施設保安規定第123条および廃棄物管理施設保安規定第58条関連)	保安管理課					原子力防災訓練と兼ねて実施										
	異常時訓練	保安管理課	①放射性物質の漏えい対応訓練 【想定事象】 ①-1 管理区域内での放射性物質等の漏えい(α:3.7×10 ⁵ 、βγ:3.7×10 ⁶ を超える)【再】 ①-2 管理区域外への放射性物質等の漏えい【再】 ①-3 管理区域内で区域基準を超えて汚染が発生し、簡易な除染で基準以下に除染できない【再・廃】 ①-4 MOX粉末や放射性物質による大規模な飛散を想定した訓練(管理区域内において、MOX粉末が飛散し、作業エリア外に散乱して汚染が拡大)【再】※1,※2 ①-5 MOX粉末や放射性物質による全身汚染を想定した訓練(管理区域内において、MOX粉末が飛散し、現場作業員が内部被ばくの恐れがある全身汚染が発生)【再】※1,※2 ①-6 化学物質と放射性物質が混在した流体を大量に扱っているという再処理工場の特性を踏まえ、実際に工場内で扱っている流体による作業員の被災を想定した訓練【再】※1,※2 本訓練では、設備故障に着目した訓練と、人身災害に着目した訓練を実施する。	放射性物質を取り扱う全建屋	①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。 ②事象に対する適切な体制構築、指揮命令。 ③社外への迅速な情報発信。	保安管理課 運転部 各施設課 放射線管理部 人財活性G(救護班)	以下の対応を実動により実施する。 ①事象発見 ②社内連絡 ③要員召集 ④六ヶ所対応会議立上げ ⑤情報収集 ⑥現場確認・復旧作業 ⑦通報連絡(続報作成有) なお、範囲は異常事象(六ヶ所対応会議の範囲)までとし、非常事態は原子力防災訓練と兼ねて実施する。	保安管理課は、 ①訓練対象部署の協力を得て、想定事象を踏まえた訓練シナリオを作成する。 ②訓練シナリオに基づく訓練内容、評価の視点(組織、手順、資機材、教育・訓練)を明文化した総合訓練計画書(実施計画)を作成する。 ③発災建屋が偏ることのないよう考慮する。 ④対象建屋以外の部署は見学可能とする。(良い点・悪い点を見て学ぶ＝客観的に活動を確認) ⑤訓練実施後は、訓練結果を取りまとめ総合訓練報告書(実施報告)を作成する。	-	-	-	-	○	-	-	(1)2021年8月(しゅん工前)までにレベルBの到達を達成目標とする。 (2)個別の訓練計画に当たり、以下を考慮する。 ①設備故障に着目した訓練と、人の被災に着目した訓練を実施する。 ②放射性物質の漏えい対応訓練については、MOX粉末等特定の物質に限定せず、眼、皮膚、吸引等の漏えい物質の性状に応じた作業員の被災、発災規模(小規模、大規模)を考慮するとともに、段階的に条件の難易度を上げる。	
個別訓練	トラブル等対処訓練 (応急措置訓練含む)	運転部	※1:JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開訓練 ※2:漏えいを想定する物質 ①低レベル廃液、②ウラン溶液(硝酸)、③MOX粉末、④ウラン粉末、⑤放射性物質(運転、保守等における作業時の放射性物質)	放射性物質を取り扱う全建屋	①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。	運転部 当直員	事象発生から事象収束までの対応が行えること。 1)事象発生時における活動(事象が発生した場合の探るべき処置内容(現場確認、拡大防止措置、事象収束)と必要な手順を確認する。 2)資機材等の取扱い(事象発生時に使用する資機材、防護具等の容熱度を確認する。 3)事象発生時における指揮、情報伝達(当直員への支持、情報収集が適切に実施できるか確認する。 4)中央制御室からの情報伝達(概括当直員を通じて、現場における被害状況、活動内容を適切に収集できるか確認する。										
		各施設課	燃料管理課 前処理課 分離課 精製課 脱硝課 ガラス固化課 貯蔵管理課(当直を含む) 廃棄物管理課 ユーティリティ課 分析課		運転部と連携し、事象収束に向けた対策の検討が行えること。 1)本部対応訓練(本部対応チーム) 情報収集チームからの情報を収集し、班長および副班長へ報告・連絡・指示訓練を行う。 2)情報収集訓練(情報収集チーム) 事象内容、時系列、トレンドデータ、現場の状況写真、当直の対応状況等、必要な情報の収集訓練を行う。 3)対策検討訓練(対策検討チーム) 原因調査および事象収束(資機材の抽出等)に向けた対策検討を行う。 4)現場対応訓練(現場対応チーム) 当直員と協力して現場調査、事象収束に向けた対応を行う。	訓練対象部署の長は、 ①上記訓練シナリオに基づき、訓練内容、評価の視点(組織、手順、資機材、教育・訓練)を明文化する等、個別訓練計画書(実施計画)を作成する。 ②総合訓練前までに個別訓練を実施する。 ③訓練実施後は、訓練結果を取りまとめ個別訓練報告書(実施報告)を作成する。											
		放射線管理部			放射性物質の漏えい時における現場での放射線管理が行えること。 1)管理区域からの避難者の確認 2)初期対応者の被ばく管理と出入管理 3)初期対応者以外の被ばく管理と出入管理 4)放射線計測器、作業者名簿の受付と登録 5)放射線計測器と個人出入計測器の取扱い 6)放電と環境モニタの確認・監視 7)施設内の放射線環境の測定 8)各種放射線測定器の取扱い 9)通報・連絡 10)記録簿の作成 11)防護具の着脱 12)身体サーベイ 13)除染(身体除染、鼻除染)	①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。	放射線管理部	個別訓練では、「再処理事業部 救護班 活動マニュアル」で定めた必要な力量があることを確認する。									
		人財活性G(救護班)			以下の対応が行えること。 1)人命救助 2)医療行為の妨げとなる放射性物質の除染 3)救急搬送 4)関係機関(所轄労働基準監督署、公設消防、病院等)への通報連絡 5)現地情報(傷病者に関する情報)の収集および記録	「再処理事業部 救護班 活動マニュアル」で定めた必要な力量	人財活性G(救護班)										

再処理事業部 中長期訓練計画(2018年度～2021年度)

2. 異常・非常時訓練

種別	訓練	取り纏め部署	訓練名称	建屋	組織能力、力量項目に対する評価項目	訓練対象部署	訓練内容	訓練方法	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		備考
									上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
総合訓練	非常時訓練 (再処理施設保安規定第123条および廃棄物管理施設保安規定第58条関連)	保安管理課	原子力防災訓練と兼ねて実施														
	異常時訓練	保安管理課	②非放射性液体の漏えい対応訓練 【想定事象】 ②-1 管理区域内での非放射性液体の漏えい(水、薬品、200リットル以上)【再・廃】 ②-2 蒸気の漏えい(蒸気配管の破断、配管上のバルブ・機器)【再・廃】 ②-3 蒸気の漏えい(運転、保守等における作業時の蒸気による被災)【再・廃】 本訓練では、設備故障に着目した訓練と、人身災害に着目した訓練を実施する。	水・薬品を取り扱う全建屋	①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。 ②事象に対する適切な体制構築、指揮命令。 ③社外への迅速な情報発信。	保安管理課 運転部 各施設課 放射線安全課	以下の対応を実動により実施する。 ①事象発見 ②社内連絡 ③要員召集 ④六ヶ所対応会議立上げ ⑤情報収集 ⑥現場確認・復旧作業 ⑦通報連絡(続報作成有) なお、範囲は異常事象(六ヶ所対応会議の範囲)までとし、非常事態は原子力防災訓練と兼ねて実施する。 保安管理課は、 ①訓練対象部署の協力を得て、想定事象を踏まえた訓練シナリオを作成する。 ②訓練シナリオに基づく訓練内容、評価の視点(組織、手順、資機材、教育・訓練)を明文化した総合訓練計画書(実施計画)を作成する。 ③発災建屋が傷ることのないよう考慮する。 ④対象建屋以外の部署は見学可能とする。(良い点・悪い点を見て学ぶ=客観的に活動を確認) ⑤訓練実施後は、訓練結果を取りまとめ総合訓練報告書(実施報告)を作成する。		○ ^{※1※2}	-	-	-	-	-	-	-	(1)2021年8月(しゅん工前)までにレベルBの到達を達成目標とする。 (2)個別の訓練計画に当たり、以下を考慮する。 ①設備故障に着目した訓練と、人の被災に着目した訓練を実施する。 ※1:蒸気の漏えい訓練を実施する。 ※2:管理区域内での非放射性液体の漏えい訓練については、2016年度で廃棄物管理施設を対象に訓練を実施したことから、2018年度は再処理施設を対象に訓練を実施する。
個別訓練	トラブル等対処訓練 (応急措置訓練含む)	運転部	①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。	水・薬品を取り扱う全建屋	①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。	運転部 当直員	事象発見から事象収束までの対応が行えること。 1)事象発生時における活動 事象が発生した場合の探るべき処置内容(現場確認、拡大防止措置、事象収束)と必要な手順を確認する。 2)資機材等の取扱い 事象発生時に使用する資機材、防護具等の習熟度を確認する。 3)事象発生時における指揮、情報伝達 当直長への支持、情報収集が適切に実施できるか確認する。 4)中央制御室からの情報伝達 統括当直長を通じて、現場における被害状況、活動内容を適切に収集できるか確認する。 訓練対象部署の長は、 ①上記訓練シナリオに基づき、訓練内容、評価の視点(組織、手順、資機材、教育・訓練)を明文化する等、個別訓練計画書(実施計画)を作成する。 ②総合訓練前までに個別訓練を実施する。 ③訓練実施後は、訓練結果を取りまとめ個別訓練報告書(実施報告)を作成する。	-	○ ^{※3}	-	-	-	-	-	-	-	※3:上記の総合訓練前までに個別訓練を実施する。
		各施設課	②事象に対する適切な体制構築、指揮命令。	燃料管理課 前処理課 分離課 精製課 脱硝課 ガラス固化課 貯蔵管理課 廃棄物管理課 ユーティリティ課 分析課	②事象に対する適切な体制構築、指揮命令。 運転部と連携し、事象収束に向けた対策の検討が行えること。 1)本部対応訓練(本部対応チーム) 情報収集チームからの情報を収集し、班長および副班長へ報告・連絡・指示訓練を行う。 2)情報収集訓練(情報収集チーム) 事象内容、時系列、トレンドデータ、現場の状況写真、当直の対応状況等、必要な情報の収集訓練を行う。 3)対策検討訓練(対策検討チーム) 原因調査および事象収束(資機材の抽出等)に向けた対策検討を行う。 4)現場対応訓練(現場対応チーム) 当直員と協力して現場調査、事象収束に向けた対応を行う。	-	○ ^{※3}	-	-	-	-	-	-				
		放射線安全課	①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。	放射線安全課	放射線安全課 ①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。 1)汚染の有無の確認 2)通報、連絡 3)記録類の作成 4)防護具の着脱	-	○ ^{※3}	-	-	-	-	-	-	-			
		人材活性G (救護班)	「再処理事業部 救護班活動マニュアル」で定めた必要な力量	人材活性G (救護班)	以下の対応が行えること。 1)人命救助 2)医療行為の妨げとなる放射性物質の除染 3)救急搬送 4)関係機関(所轄労働基準監督署、公設消防、病院等)への通報連絡 5)現地情報(傷病者に関する情報)の収集および記録 個別訓練では、「再処理事業部 救護班活動マニュアル」で定めた必要な力量があることを確認する。	-	○ ^{※3}	-	-	-	-	-	-	-			

再処理事業部 中長期訓練計画(2018年度～2021年度)

2. 異常・非常時訓練

種別	訓練	取り組み部署	訓練名称	建屋	組織能力、力量項目に対する評価項目	訓練対象部署	訓練内容	訓練方法	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		備考	
									上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期		
総合訓練	非常時訓練 (再処理施設保安規定第123条および廃棄物管理施設保安規定第58条関連)	保安管理課					原子力防災訓練と兼ねて実施											
	異常時訓練	保安管理課	③放射性物質の異常な放出対応訓練 【想定事象】 ③-1 保安規定に定める管理目標値を超え、放射性液体廃棄物を放出【再】 ③-2 保安規定に定める管理目標値を超え、放射性気体廃棄物を放出【再・廃】 ③-3 主要な監視データ指示値が有意に上昇(排気筒モニタ、燃料貯蔵プールの水温、ガラス固化体の冷却温度)【再・廃】 本訓練では、設備故障に着目した訓練と、人身災害に着目した訓練を実施する。	放射性物質を取り扱う全建屋	①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。 ②事象に対する適切な体制構築、指揮命令。 ③社外への迅速な情報発信。	保安管理課 運転部 各施設課 放射線管理課 環境管理課	以下の対応を実動により実施する。 ①事象発見 ②社内連絡 ③要員召集 ④六ヶ所対応会議議立上げ ⑤情報収集 ⑥現場確認・復旧作業 ⑦通報連絡(続報作成有) なお、範囲は異常事象(六ヶ所対応会議の範囲)までとし、非常事態は原子力防災訓練と兼ねて実施する。 保安管理課は、 ①訓練対象部署の協力を得て、想定事象を踏まえた訓練シナリオを作成する。 ②訓練シナリオに基づく訓練内容、評価の視点(組織、手順、資機材、教育・訓練)を明文化した総合訓練計画書(実施計画)を作成する。 ③発災建屋が傷ることのないよう考慮する。 ④対象建屋以外の部署は見学可能とする。(良い点・悪い点を見て学ぶ=客観的に活動を確認) ⑤訓練実施後は、訓練結果を取りまとめ総合訓練報告書(実施報告)を作成する。										(1)2021年8月(しゅん工前)までにレベルBの到達を達成目標とする。 (2)個別の訓練計画にあたり、以下を考慮する。 ①設備故障に着目した訓練と、人の被災に着目した訓練を実施する。	
個別訓練	トラブル等対処訓練 (応急措置訓練含む)	運転部					①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。	運転部 当直員	事象発見から事象収束までの対応が行えること。 1)事象発生時における活動 事象が発生した場合の採るべき処置内容(現場確認、拡大防止措置、事象収束)と必要な手順を確認する。 2)資機材等の取扱い 事象発生時に使用する資機材、防護具等の習熟度を確認する。 3)事象発生時における指揮、情報伝達 当直長への支持、情報収集が適切に実施できるか確認する。 4)中央制御室からの情報伝達 統括当直長を通じて、現場における被害状況、活動内容を適切に収集できるか確認する。 訓練対象部署の長は、 ①上記訓練シナリオに基づき、訓練内容、評価の視点(組織、手順、資機材、教育・訓練)を明文化する等、個別訓練計画書(実施計画)を作成する。 ②総合訓練前までに個別訓練を実施する。 ③訓練実施後は、訓練結果を取りまとめ個別訓練報告書(実施報告)を作成する。									
		各施設課	放射性物質を取り扱う全建屋	②事象に対する適切な体制構築、指揮命令。	燃料管理課 前処理課 分離課 精製課 脱硝課 ガラス固化課 貯蔵管理課 廃棄物管理課 ユーティリティ課 分析課	運転部と連携し、事象収束に向けた対策の検討が行えること。 1)本部対応訓練(本部対応チーム) 情報収集チームからの情報を収集し、班長および副班長へ報告・連絡・指示訓練を行う。 2)情報収集訓練(情報収集チーム) 事象内容、時系列、トレンドデータ、現場の状況写真、当直の対応状況等、必要な情報の収集訓練を行う。 3)対策検討訓練(対策検討チーム) 原因調査および事象収束(資機材の抽出等)に向けた対策検討を行う。 4)現場対応訓練(現場対応チーム) 当直員と協力して現場調査、事象収束に向けた対応を行う。 本訓練は、基本的には机上訓練で実施し、「再処理事業部 運転管理班(運転部) 活動マニュアル」等各課で定めた必要な力量があることを確認する。 ただし、資機材の取扱い等、必要に応じて、実働訓練を実施する。												
		放射線管理課		①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。	放射線管理課	放射性物質の放出状況の確認等												
		環境管理課		①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。	環境管理課	環境監視(環境への影響、評価等)												

再処理事業部 中長期訓練計画(2018年度～2021年度)

2. 異常・非常時訓練

種別	訓練	取り纏め部署	訓練名称	建屋	組織能力、力量項目に対する評価項目	訓練対象部署	訓練内容	訓練方法	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		備考
									上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
総合訓練	非常時訓練 (再処理施設保安規定第123条および廃棄物管理施設保安規定第58条関連)	保安管理課					原子力防災訓練と兼ねて実施										
	異常時訓練	保安管理課	④再処理工場内における火災対応訓練 【想定事象】 ④-1 再処理施設の管理区域内における火災【再】 ④-2 廃棄物管理施設の管理区域内における火災【廃】 本訓練では、設備故障に着目した訓練と、人身災害に着目した訓練を実施する。	建屋全般	①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。 ②事象に対する適切な体制構築、指揮命令。 ③社外への迅速な情報発信。	保安管理課 運転部 各施設課	以下の対応を実動により実施する。 ①事象発見 ②社内連絡 ③要員召集 ④六ヶ所対応会議立上げ ⑤情報収集 ⑥現場確認・復旧作業 ⑦通報連絡(続報作成有) なお、範囲は異常事象(六ヶ所対応会議の範囲)までとし、非常事態は原子力防災訓練と兼ねて実施する。 保安管理課は、 ①訓練対象部署の協力を得て、想定事象を踏まえた訓練シナリオを作成する。 ②訓練シナリオに基づく訓練内容、評価の視点(組織、手順、資機材、教育・訓練)を明文化した総合訓練計画書(実施計画)を作成する。 ③発災建屋が傷ることのないよう考慮する。 ④対象建屋以外の部署は見学可能とする。(良い点・悪い点を見て学ぶ＝客観的に活動を確保) ⑤訓練実施後は、訓練結果を取りまとめ総合訓練報告書(実施報告)を作成する。						○※1			(1)2021年8月(しゅん工前)までにレベルBの到達を達成目標とする。 (2)個別の訓練計画に当たり、以下を考慮する。 ①設備故障に着目した訓練と、人の被災に着目した訓練を実施する。 ※1:本訓練については、「3. その他訓練」の「消防計画に基づく総合消防訓練」に兼ねて実施する。	
個別訓練	トラブル等対応訓練 (応急措置訓練含む)	運転部			①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。	運転部 当直員	事象発見から事象収束までの対応が行えること。 1)事象発生時における活動 事象が発生した場合の採るべき処置内容(現場確認、拡大防止措置、事象収束)と必要な手順を確認する。 2)資機材等の取扱い 事象発生時に使用する資機材、防護具等の習熟度を確保する。 3)事象発生時における指揮、情報伝達 当直長への指示、情報収集が適切に実施できるか確認する。 4)中央制御室からの情報伝達 統括当直長を通じて、現場における被害状況、活動内容を適切に収集できるか確認する。	訓練対象部署の長は、 ①上記訓練シナリオに基づき、訓練内容、評価の視点(組織、手順、資機材、教育・訓練)を明文化する等、個別訓練計画書(実施計画)を作成する。 ②総合訓練前までに個別訓練を実施する。 ③訓練実施後は、訓練結果を取りまとめ個別訓練報告書(実施報告)を作成する。						○※2			
		各施設課			②事象に対する適切な体制構築、指揮命令。	燃料管理課 前処理課 分離課 精製課 脱硝課 ガラス固化課 廃棄物管理課 ユーティリティ課 分析課	運転部と連携し、事象収束に向けた対策の検討が行えること。 1)本部対応訓練(本部対応チーム) 情報収集チームからの情報を収集し、班長および副班長へ報告・連絡・指示訓練を行う。 2)情報収集訓練(情報収集チーム) 事象内容、時系列、トレンドデータ、現場の状況写真、当直の対応状況等、必要な情報の収集訓練を行う。 3)対策検討訓練(対策検討チーム) 原因調査および事象収束(資機材の抽出等)に向けた対策検討を行う。 4)現場対応訓練(現場対応チーム) 当直員と協力して現場調査、事象収束に向けた対応を行う。	本訓練は、基本的には机上訓練で実施し、「再処理事業部 運転管理班(運転部) 活動マニュアル」等各課で定めた必要な力量があることを確認する。 ただし、資機材の取扱い等、必要に応じて、実動訓練を実施する。						○※2		※2:上記の総合訓練前までに個別訓練を実施する。	
		貯蔵管理課			①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。	貯蔵管理課	事象収束に向けた対策の検討が行えること。 1)本部対応訓練(本部対応チーム) 情報収集チームからの情報を収集し、班長および副班長へ報告・連絡・指示訓練を行う。 2)情報収集訓練(情報収集チーム) 事象内容、時系列、トレンドデータ、現場の状況写真、当直の対応状況等、必要な情報の収集訓練を行う。 3)対策検討訓練(対策検討チーム) 原因調査および事象収束(資機材の抽出等)に向けた対策検討を行う。 4)現場対応訓練(現場対応チーム) 当直員と協力して現場調査、事象収束に向けた対応を行う。	貯蔵管理課長は、 ①上記訓練シナリオに基づく訓練内容、評価の視点(組織、手順、資機材、教育・訓練)を明文化する等、個別訓練実施計画書を作成する。 ②総合訓練前までに個別訓練を実施する。 ③訓練実施後は、訓練結果を取りまとめ個別訓練報告書を作成する。 本訓練は、基本的には机上訓練で実施し、「再処理事業部 運転管理班(ガラス固化施設部) 活動マニュアル【廃棄物管理施設】」で定めた必要な力量があることを確認する。 ただし、資機材の取扱い等、必要に応じて、実動訓練を実施する。						○※2			

再処理事業部 中長期訓練計画(2018年度～2021年度)

2. 異常・非常時訓練

種別	訓練	取り纏め部署	訓練名称	建屋	組織能力、力量項目に対する評価項目	訓練対象部署	訓練内容	訓練方法	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		備考
									上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
総合訓練	非常時訓練 (再処理施設保安規定第123条および廃棄物管理施設保安規定第58条関連)	保安管理課					原子力防災訓練と兼ねて実施										
	異常時訓練	保安管理課	⑤危険物流出対応訓練 【想定事象】 ⑤-1 油、薬品等が敷地外へ流出【再】 ⑤-2 重油貯槽から防油堰内へ重油が流出【再】 ⑤-3 水素ガスまたはプロパンガスの漏えいがあり、消防署へ通報【再】 ⑤-4 硝酸と薬品の漏えいに伴うNox等の発生により、火報が発報し、消防署へ通報【再】 ⑤-5 管理区域内での非放射性液体の漏えい(油、200リットル以上)【再】 ⑤-6 E1重油タンク室、EB発電機室において、貯槽から防油堰内へ重油が漏えい【再】 ⑤-7 化学物質単独の被災を想定した訓練(現場作業員が化学物質に被災)【再・廃】※1、※2 本訓練では、設備故障に着目した訓練と、人身災害に着目した訓練を実施する。 ※1: JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開訓練 ※2: 漏えいを想定する物質 硝酸、溶媒(TBP、n-ドデカン)、アルカリ(水酸化ナトリウム・炭酸ソーダ)、硝酸ガドリニウム、硝酸ヒドラジン、硝酸ヒドロキシルアミン、化学薬品(運転、保守等の作業時における化学薬品による被災)、NOx	危険物を取り扱う全建屋および化学物質被災時対応資機材が配備されている全建屋	①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。 ②事象に対する適切な体制構築、指揮命令。 ③社外への迅速な情報発信。	保安管理課 運転部 危険物を取り扱っている部署(分離課、精製課、廃棄物管理課、燃料管理課、ユーティリティ課、防災管理課、技術開発研究所) 化学物質被災時対応資機材が配備されている部署(前処理課、燃料管理課、分離課、精製課、脱硝課、ガラス固化課、廃棄物管理課、ユーティリティ課、分析課、貯蔵管理課)	以下の対応を実動により実施する。 ①事象発見 ②社内連絡 ③要員召集 ④六ヶ所対応会議立上げ ⑤情報収集 ⑥現場確認・復旧作業 ⑦通報連絡(続報作成有) なお、範囲は異常事象(六ヶ所対応会議の範囲)までとし、非常事態は原子力防災訓練と兼ねて実施する。	保安管理課は、 ①訓練対象部署の協力を得て、想定事象を踏まえた訓練シナリオを作成する。 ②訓練シナリオに基づく訓練内容、評価の視点(組織、手順、資機材、教育・訓練)を明文化した総合訓練計画書(実施計画)を作成する。 ③発災建屋が偏ることのないよう考慮する。 ④対象建屋以外の部署は見学可能とする。(良い点・悪い点を見て学ぶ=客観的に活動を確認) ⑤訓練実施後は、訓練結果を取りまとめ総合訓練報告書(実施報告)を作成する。	○※1	-	-	-	-	-	○※1	(1)2021年8月(しゅん工前)までにレベルBの到達を達成目標とする。 (2)個別の訓練計画に当たり、以下を考慮する。 ①設備故障に着目した訓練と、人の被災に着目した訓練を実施する。 ②危険物流出対応訓練については、特定の物質に限定せず、眼、皮膚、吸引等の漏えい物質の性状に応じた作業員の被災、発災規模(小規模、大規模)を考慮するとともに、段階的に条件の難易度を上げる。 ※1: 本訓練については、廃棄物管理施設および再処理施設を対象に訓練を実施する。	
個別訓練	トラブル等対処訓練 (応急措置訓練含む)	運転部				①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。	運転部 当直員	初期対応(漏えい場所、量、漏えい物の確認、拡大防止の措置等)	訓練対象部署の長は、 ①上記訓練シナリオに基づき、訓練内容、評価の視点(組織、手順、資機材、教育・訓練)を明文化する等、個別訓練計画書(実施計画)を作成する。 ②総合訓練前までに個別訓練を実施する。 ③訓練実施後は、訓練結果を取りまとめ個別訓練報告書(実施報告)を作成する。	○※2	-	-	-	-	-	○※2	※2: 上記の総合訓練前までに個別訓練を実施する。
		各施設課				②事象に対する適切な体制構築、指揮命令。	危険物を取り扱っている部署(分離課、精製課、廃棄物管理課、燃料管理課、ユーティリティ課、防災管理課、技術開発研究所) 化学物質被災時対応資機材が配備されている全建屋	運転部と連携し、事象収束に向けた対策の検討が行えること。 1) 本部対応訓練(本部対応チーム) 情報収集チームからの情報を収集し、班長および副班長へ報告・連絡・指示訓練を行う。 2) 情報収集訓練(情報収集チーム) 事象内容、時系列、トレンドデータ、現場の状況写真、当直の対応状況等、必要な情報の収集訓練を行う。 3) 対策検討訓練(対策検討チーム) 原因調査および事象収束(資機材の抽出等)に向けた対策検討を行う。 4) 現場対応訓練(現場対応チーム) 当直員と協力して現場調査、事象収束に向けた対応を行う。	本訓練は、基本的には机上訓練で実施し、「再処理事業部 運転管理班(運転部) 活動マニュアル」等各課で定めた必要な力量があることを確認する。 ただし、資機材の取扱い等、必要に応じて、実動訓練を実施する。	○※2	-	-	-	-	○※2		
		貯蔵管理課				②事象に対する適切な体制構築、指揮命令。	危険物を取り扱っている部署(前処理課、燃料管理課、分離課、精製課、脱硝課、ガラス固化課、廃棄物管理課、ユーティリティ課、分析課、貯蔵管理課)	事象収束に向けた対策の検討が行えること。 1) 本部対応訓練(本部対応チーム) 情報収集チームからの情報を収集し、班長および副班長へ報告・連絡・指示訓練を行う。 2) 情報収集訓練(情報収集チーム) 事象内容、時系列、トレンドデータ、現場の状況写真、当直の対応状況等、必要な情報の収集訓練を行う。 3) 対策検討訓練(対策検討チーム) 原因調査および事象収束(資機材の抽出等)に向けた対策検討を行う。 4) 現場対応訓練(現場対応チーム) 当直員と協力して現場調査、事象収束に向けた対応を行う。	貯蔵管理課長は、 ①上記訓練シナリオに基づく訓練内容、評価の視点(組織、手順、資機材、教育・訓練)を明文化する等、個別訓練実施計画書(実施計画)を作成する。 ②総合訓練前までに個別訓練を実施する。 ③訓練実施後は、訓練結果を取りまとめ個別訓練報告書(実施報告)を作成する。	○※2	-	-	-	-	○※2		
		人財活性G(救護班)				「再処理事業部 救護班活動マニュアル」で定めた必要な力量	人財活性G(救護班)	以下の対応が行えること。 1) 人命救助 2) 医療行為の妨げとなる放射性物質の除染 3) 救急搬送 4) 関係機関(所轄労働基準監督署、公設消防、病院等)への通報連絡 5) 現地情報(傷病者に関する情報)の収集および記録	個別訓練では、「再処理事業部 救護班 活動マニュアル」で定めた必要な力量があることを確認する。	○※2	-	-	-	-	○※2		

再処理事業部 中長期訓練計画(2018年度～2021年度)

2. 異常・非常時訓練

種別	訓練	取り纏め部署	訓練名称	建屋	組織能力、力量項目に対する評価項目	訓練対象部署	訓練内容	訓練方法	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		備考
									上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
総合訓練	非常時訓練 (再処理施設保安規定第123条および廃棄物管理施設保安規定第58条関連)	保安管理課					原子力防災訓練と兼ねて実施										
	非常時訓練	保安管理課	<p>⑥構内運搬時の輸送中事故訓練</p> <p>【想定事象】</p> <p>⑥-1 構内において使用済燃料を輸送中の事故により、輸送容器から放射性物質等が漏えい【再】</p> <p>⑥-2 構内においてガラス固化体を輸送中の事故により、輸送容器から放射性物質等が漏えい【廃】</p> <p>本訓練では、設備故障に着目した訓練と、人身災害に着目した訓練を実施する。</p>	-	<p>①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。</p> <p>②事象に対する適切な体制構築、指揮命令。</p> <p>③社外への迅速な情報発信。</p>	<p>保安管理課</p> <p>輸送技術課</p> <p>⑥-1:燃料管理課</p> <p>⑥-2:貯蔵管理課</p> <p>放射線安全課</p>	<p>以下の対応を実動により実施する。</p> <p>①事象発見</p> <p>②社内連絡</p> <p>③要員召集</p> <p>④六ヶ所対応会議立上げ</p> <p>⑤情報収集</p> <p>⑥現場確認・復旧作業</p> <p>⑦通報連絡(続報作成有)</p> <p>なお、範囲は異常事象(六ヶ所対応会議の範囲)までとし、非常事態は原子力防災訓練と兼ねて実施する。</p>	<p>保安管理課は、</p> <p>①訓練対象部署の協力を得て、想定事象を踏まえた訓練シナリオを作成する。</p> <p>②訓練シナリオに基づく訓練内容、評価の視点(組織、手順、資機材、教育・訓練)を明文化した総合訓練計画書(実施計画)を作成する。</p> <p>③発災建屋が偏ることのないよう考慮する。</p> <p>④対象建屋以外の部署は見学可能とする。(良い点・悪い点を見て学ぶ=客観的に活動を確認)</p> <p>⑤訓練実施後は、訓練結果を取りまとめ総合訓練報告書(実施報告)を作成する。</p>	-	-	○	-	-	-	-	-	<p>(1)2021年8月(しゅん工前)までにレベルBの到達を達成目標とする。</p> <p>(2)個別の訓練計画にあたり、以下を考慮する。</p> <p>①設備故障に着目した訓練と、人の被災に着目した訓練を実施する。</p>
個別訓練	トラブル等対処訓練 (応急措置訓練含む)	輸送技術課		-	<p>①予め定められた対応手順に従った対策作業の実施。</p>	輸送技術課	<p>事象発見から事象収束までの対応が行えること。</p> <p>①本部対応訓練(本部対応チーム)</p> <p>情報収集チームからの情報を収集し、班長および副班長へ報告・連絡・指示訓練を行う。</p> <p>②情報収集訓練(情報収集チーム)</p> <p>事象内容、時系列、現場の状況写真等の情報を収集できることを確認する。</p> <p>③対策検討訓練(対策検討チーム)</p> <p>原因調査、事象収束に向けた対策検討を行う。また、輸送委託会社に協力支援を依頼する場合は、その対応を行う。</p> <p>④現場対応</p> <p>輸送委託会社および関係部署と協力し、現場調査、事象収束に向けた対応を行う。</p>	<p>輸送技術課長は、</p> <p>①訓練シナリオに基づく訓練内容、評価の視点(組織、手順、資機材、教育・訓練)を明文化する等、個別訓練実施計画書(実施計画)を作成する。</p> <p>②総合訓練前までに個別訓練を実施する。</p> <p>③訓練実施後は、訓練結果を取りまとめ個別訓練報告書(実施報告)を作成する。</p>	-	-	○※1	-	-	-	-	-	※1:上記の総合訓練前までに個別訓練を実施する。
		放射線安全課		-	<p>②事象に対する適切な体制構築、指揮命令。</p>	放射線安全課	<p>放射性物質等の漏えい時における現場での放射線管理が行えること。</p> <p>①放射性物質等の拡大防止措置</p> <p>②初動対応者の被ばく管理</p> <p>③初動対応者以外の被ばく管理</p> <p>④放管と環境モニタの確認・監視</p> <p>⑤各種放射線測定器の取扱い</p> <p>⑥防護具の着脱</p> <p>⑦身体サーベイ</p> <p>⑧除染(身体除染、鼻腔除染)</p>	<p>本訓練は、基本的には机上訓練で実施し、「再処理事業部 運転管理班(輸送技術課)活動マニュアル」で定めた必要な力量があることを確認する。</p> <p>ただし、資機材の取扱い等、必要に応じて、実動訓練を実施する。</p>	-	-	○※1	-	-	-	-		

再処理事業部 中長期訓練計画(2018年度～2021年度)

3. その他訓練

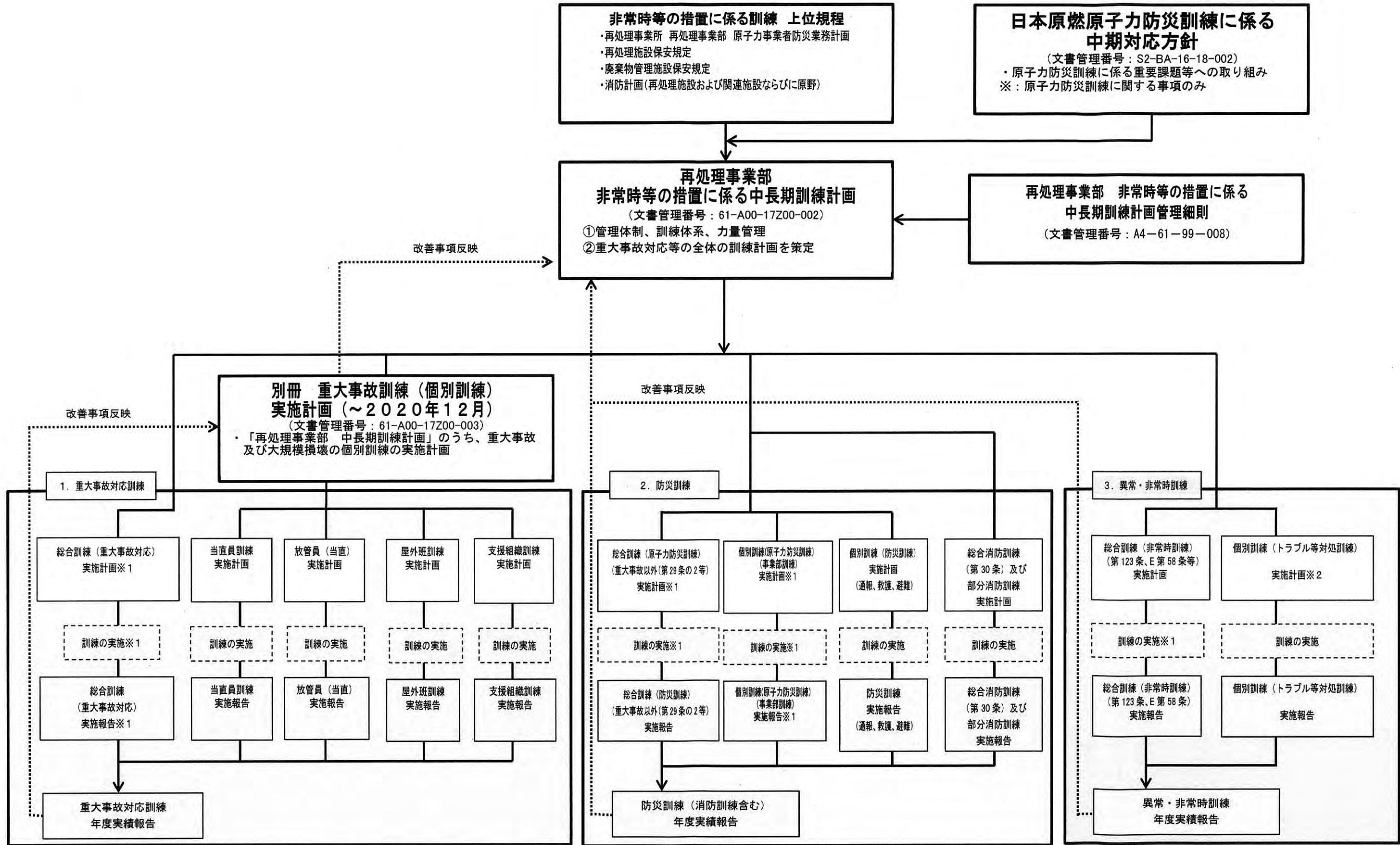
種別	訓練	取り纏め部署	訓練名称	建屋	組織能力、力量項目に対する評価項目	訓練対象部署	訓練内容	訓練方法	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		備考
									上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
総合訓練	消防訓練 (再処理施設保安規定第30条関連)	防災管理課	消防計画に基づく総合消防訓練	-	-	防災管理課	消火訓練(消火器材の準備・設置、防火装備装着脱を含む)	現場実働訓練	-	○	-	○	-	○	-	○	(1)レベルBの維持およびレベルAを考慮した訓練実施を達成目標とする。 (2)2018年度以降実施する消防訓練(総合訓練)の計画に当たり突発的な状況変化による応急対応、臨機応変な判断の確認を実施することを考慮する。 防火・防災管理委員会にて年度訓練計画を策定する。(年1回実施)
個別訓練訓練	消防訓練	-	消防計画に基づく部分消防訓練	-	-	防災管理課	消火訓練(消火器材の準備・設置、防火装備装着脱を含む)	防災管理課は、訓練計画書を作成する。	○	○	○	○	○	○	○	○	防火・防災管理委員会にて年度訓練計画を策定する。(部分訓練)
総合訓練	再処理施設保安規定第29条の2に基づく訓練	防災管理課	再処理施設保安規定第29条の2に基づく訓練	-	-	非常時対策組織(原子力防災組織)	再処理事業所交流電源喪失時における計画等に基づく対応訓練	防災管理課は、訓練計画書(実施計画)を作成する。※1	○(年1回)※1、※3		○(年1回)※2、※3		○(年1回)※2、※3		○(年1回)※2、※3		(1)2018年度までにレベルBの到達を達成目標とする。 ※1:2018年度は、屋外注水訓練の範囲について、構内全域での出張訓練を計画する。 ※2:2019年度以降は、レベルBの維持およびレベルAを考慮した訓練実施のため、突発的な状況変化による応急対応、臨機応変な判断の確認を実施することを考慮する。 ※3:総合訓練の訓練方法の詳細は、総合訓練毎に作成する個別計画書(実施計画)で具体化する。
個別訓練	再処理施設保安規定第29条の2に基づく訓練	防災管理課	再処理施設保安規定第29条の2に基づく訓練	-	再処理事業所 交流電源喪失時における計画に定めた必要な力量	※1 防災管理課、分析課、前処理課、ガラス固化課、廃棄物管理課、分離課、精製課、脱硝課、燃料管理課、ユーティリティ課、当直員	再処理事業所交流電源喪失時における計画等に基づく対応訓練	※2 訓練対象部署の長は、 ①訓練内容、評価の視点(組織、手順、資機材、教育・訓練)を明文化する等、個別訓練計画書(実施計画)を作成する。 ②総合訓練前までに個別訓練を実施する。 ③訓練実施後は、訓練結果を取りまとめ個別訓練報告書(実施報告)を作成する。	○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		※1:本訓練に加え、再処理施設保安規定第123条および廃棄物管理施設保安規定第58条に基づく訓練を兼ねる場合は、総合訓練実施計画書に基づき、異常時対策組織についても訓練対象として追加する。 ※2:本訓練に加え、再処理施設保安規定第123条および廃棄物管理施設保安規定第58条に基づく訓練を兼ねる場合は、総合訓練実施計画書に基づき、異常時対策組織については、机上訓練を総合訓練までに実施する。
個別訓練	放射線管理部で定める対応手順習熟訓練	-	放射線管理部で定める対応手順習熟訓練	-	放射線管理部 非常時対策組織等 放射線管理マニュアルで定めた必要な力量	放射線管理部	・主排気筒モニタリング設備への電源給電対応訓練 ・後方支援拠点における従事者指定登録および管理区域入退管理訓練 ・可搬型体表面モニタ組み立て訓練 ・傷病者発生時対応訓練(救護訓練および放管直トラブル対応訓練を含む) ・緊急時モニタリング訓練 ・放射線影響範囲測定・評価訓練 ・放射線防護装備装着脱および身体サーベイ訓練 ・非常・異常時における放射線管理モニタおよび環境管理モニタの確認・監視訓練(放管直トラブル対応訓練を含む) ・火災発生時対応訓練(公設消防等入退域対応訓練および放管直トラブル対応訓練を含む)	放射線管理部は、訓練計画書を作成する。	○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		(1)2021年8月(しゅん工前)までにレベルBの到達を達成目標とする。 ・設備故障に着目した訓練と、人の被災に着目した訓練を実施する。 ・また、放射性物質の漏えい、危険物の流出の想定について、設備の保守、補修作業等の非常時作業で使用、発災規模(小規模、大規模)を考慮する。

再処理事業部 中長期訓練計画(2018年度～2021年度)

3. その他訓練

種別	訓練	取り纏め部署	訓練名称	建屋	組織能力、力量項目に対する評価項目	訓練対象部署	訓練内容	訓練方法	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		備考
									上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
個別訓練	放射性物質等による大規模飛散を想定した訓練	放射線管理部	放射性物質等による大規模飛散を想定した訓練 ※:JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開訓練	-		放射線管理部	放射性物質等による大規模飛散を想定した訓練	放射線管理部は、訓練計画書を作成する。	○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		(1)2021年8月(しゅん工前)までにレベルBの到達を達成目標とする。 ・設備故障に着目した訓練と、人の被災に着目した訓練を実施する。 ・また、放射性物質の漏えい、危険物の流出の想定について、設備の保守、補修作業等の非定常作業で使用、発災規模(小規模、大規模)を考慮する。
個別訓練(合同訓練)	放射性物質等による全身汚染を想定した訓練	放射線管理部	放射性物質等による全身汚染を想定した訓練 ※:JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開訓練	-	放射線管理部が定めた必要な力量	運転部 脱硝課 放射線管理部 人財活性G(救護班)	放射性物質等による全身汚染を想定した訓練	放射線管理部は、訓練計画書を作成する。	○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		○(年1回)		
個別訓練	再処理事業部 化学物質安全管理細則に基づく訓練	作業安全課	化学物質単独の被災を想定した訓練 【想定事象】 現場作業員が化学物質に被災【再・廃】 ※:JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開訓練	-	作業安全課長が定めた必要な力量	化学物質被災時対応資機材が配備されている建屋で化学物質を取り扱う者	化学物質被災時に、化学物質被災時対応資機材を適切に使用できることを目的とした訓練	作業安全課は、訓練計画書を作成する。 1)施設課員、運転員、運転委託員(分析委託員を含む)は、各施設の特性に応じた訓練を個別計画を作成し実施する。 2)上記以外、化学物質被災時対応資機材模擬機を使用し、操作訓練を実施する。	○(化学物質安全管理細則に定める頻度)		○(化学物質安全管理細則に定める頻度)		○(化学物質安全管理細則に定める頻度)		○(化学物質安全管理細則に定める頻度)		

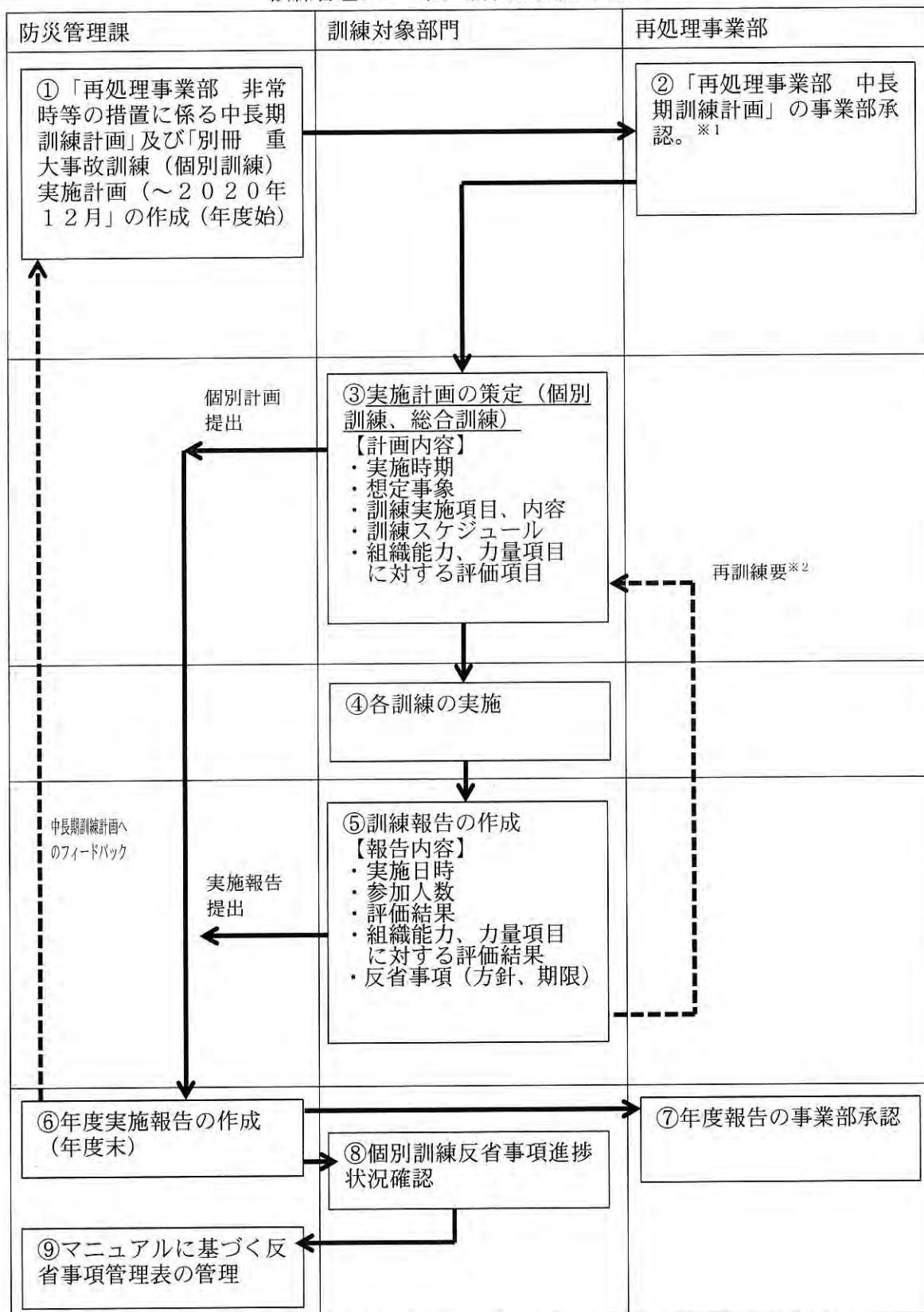
「再処理事業部 非常時等の措置に係る中長期訓練計画」に基づく非常時等の措置に係る訓練の管理体系



※1: 総合訓練(重大事故対応)と、総合訓練(原子力防災訓練)及び個別訓練(原子力防災訓練(事業部訓練))は、必要に応じ同時実施を考慮する。

※2: 総合訓練の実施計画の訓練シナリオに基づき、個別訓練の実施計画を作成し、総合訓練前に個別訓練を実施する。(添付資料4参照)

訓練管理フロー図（計画、実施、報告）



※1：「別冊 重大事故訓練（個別訓練）実施計画（～2020年12月）」は防災管理部承認。

※2：中長期訓練計画等、全体計画の変更が必要な場合は防災管理課で調整。